

第56回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

平成31年3月8日 開会

伊方町議会

第56回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成31年3月8日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	3月8日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副町長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 鶴久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 田中 洋介 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 菊池 嘉起 地域振興センター所長 兵頭 達也
町長提出議案の項目	議案第1号 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第2号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第3号 伊方町介護保険特別会計条例の一部を改正する条例制定について 議案第4号 伊方町水道事業の布設工事監督者が監督義務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第5号 伊方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第6号 伊方町地域商品券発行基金条例制定について 議案第7号 平成30年度伊方町一般会計補正予算（第6号） 議案第8号 平成30年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 議案第9号 平成30年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号） 議案第10号 平成30年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 11 号	平成 30 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 12 号	平成 30 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 13 号	平成 30 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 14 号	平成 30 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 15 号	平成 30 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 16 号	平成 30 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 17 号	平成 31 年度伊方町一般会計予算
議案第 18 号	平成 31 年度伊方町国民健康保険特別会計予算
議案第 19 号	平成 31 年度伊方町学校給食特別会計予算
議案第 20 号	平成 31 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算
議案第 21 号	平成 31 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算
議案第 22 号	平成 31 年度伊方町介護保険特別会計予算
議案第 23 号	平成 31 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算
議案第 24 号	平成 31 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算
議案第 25 号	平成 31 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
議案第 26 号	平成 31 年度伊方町風力発電事業特別会計予算
議案第 27 号	平成 31 年度伊方町水道事業会計予算
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)
	7 番 菊池 隼人議員
	8 番 小泉 和也議員

## 伊方町議会第56回定例会議事日程（第1号）

平成31年3月8日(金)  
午前10時00分 開議

### 1 開会宣告

### 1 町長招集挨拶

### 1 議事日程報告

- |     |     |            |   |
|-----|-----|------------|---|
| 日 程 | 第 1 | 会議録署名議員の指名 |   |
|     | 〃   | 第 2        | 会期の決定   |
|     | 〃   | 第 3        | 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」<br>「系統議長会報告」<br>「慶事報告」                                 |
|     | 〃   | 第 4        | 一般質問  |
|     | 〃   | 第 5        | 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>(議案第1号)                       |
|     | 〃   | 第 6        | 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (議案第2号)   |
|     | 〃   | 第 7        | 伊方町介護保険特別会計条例の一部を改正する条例制定について<br>(議案第3号)  |
|     | 〃   | 第 8        | 伊方町水道事業の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について<br>(議案第4号) |
|     | 〃   | 第 9        | 伊方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>(議案第5号)                                      |
|     | 〃   | 第10        | 伊方町地域商品券発行基金条例制定について (議案第6号)  |
|     | 〃   | 第11        | 平成30年度伊方町一般会計補正予算 (第6号) (議案第7号)   |
|     | 〃   | 第12        | 平成30年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)<br>(議案第8号)  |
|     | 〃   | 第13        | 平成30年度伊方町学校給食特別会計補正予算 (第1号) (議案第9号)   |
|     | 〃   | 第14        | 平成30年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号)<br>(議案第10号)  |
|     | 〃   | 第15        | 平成30年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第3号) (議案第11号)  |
|     | 〃   | 第16        | 平成30年度伊方町介護サービス特別会計補正予算 (第2号)<br>(議案第12号)   |

日 程	第 1 7	平成 3 0 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(議案第 13 号)
	〃	第 1 8	平成 3 0 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 14 号)
	〃	第 1 9	平成 3 0 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 15 号)
	〃	第 2 0	平成 3 0 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (議案第 16 号)
	〃	第 2 1	平成 3 1 年度伊方町一般会計予算 (議案第 17 号)
	〃	第 2 2	平成 3 1 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第 18 号)
	〃	第 2 3	平成 3 1 年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第 19 号)
	〃	第 2 4	平成 3 1 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算 (議案第 20 号)
	〃	第 2 5	平成 3 1 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 (議案第 21 号)
	〃	第 2 6	平成 3 1 年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第 22 号)
	〃	第 2 7	平成 3 1 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 (議案第 23 号)
	〃	第 2 8	平成 3 1 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算 (議案第 24 号)
	〃	第 2 9	平成 3 1 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 (議案第 25 号)
	〃	第 3 0	平成 3 1 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 (議案第 26 号)
	〃	第 3 1	平成 3 1 年度伊方町水道事業会計予算 (議案第 27 号)

## 1 散 会 宣 告

## 開会宣告（10時06分）

○議長（山本吉昭） これより、伊方町議会第56回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。

よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第56回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、先ほど会議に先立ち、全国町村議会議長会より「15年在籍議員の表彰」を受賞されました3名の議員に、長年の功労に対する感謝状の贈呈をさせていただきました。

中村明和議員、吉川保吉議員、清家慎太郎議員におかれましては、このたびの受賞、誠にありがとうございます。

皆様は、15年以上の永きに亘り議員活動にご尽力をされ、議会活動を通じて、地域の発展や住民福祉の向上、また何よりも、町の発展に尽くされたご功績によりまして、このたび表彰の栄に浴されました。ここに、町民を代表して、これまでの並々ならないご労苦に感謝を申し上げ、その輝かしいご功績をお讃えを申し上げる次第でございます。皆さまには引き続きまして、伊方町の更なる発展のために、一層のご活躍を賜りますよう切にお願いを申し上げ、お慶びの言葉とさせていただきます。

さて、今定例会には、平成31年度の当初予算案を提示をさせていただいておりますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

今回提案をいたしております予算の総額は、92億6,889万7,000円でございます。前年度に比べまして、10億2,199万8,000円、率にして12.39%の増となっております。本予算に計上いたしました取り組みの一端と今後の各分野の考え方などをご紹介させていただき、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、観光・ツーリズム・商工業の振興の分野では、昨年度から取り組んでおります、伊方町観光交流拠点施設「はなはな」の新たな整備計画を推進して行くための、整備工事費を計上いたしました。「はなはな」のリニューアルへ向けた取り組みは、伊方町のみならず、四国の西の玄関口にふさわしい町の観光の中心施設としての役割、エネルギーの町、農業・水産業の町のPRと、エネルギーと産業を学ぶ施設としての役割、様々な人が集う場所としての役割など、たくさんの役割と目的をもって、来年度いよいよ工事に入るわけでございます。工事中は、近隣の皆様には大変ご迷

惑をおかけいたしますが、地域に愛される拠点となる施設として整備をしまいたいと考えておりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、防災・消防体制の充実でございますが、ドローン4機を整備をいたしまして、災害時のみならず、建設・産業課などの各種業務や各施設の管理など、様々な活用を図ってまいりたいと存じます。

また、消防団員の活動服等の整備を実施いたします。法被から活動服に変更をいたしまして、安全な有事の対応を図るものでございます。

今後とも、平成30年7月豪雨災害など、近年の異常気象や想定を超えた規模の自然災害に対応するために、設備及び体制の整備を図りまして、減災・防災対策を進めてまいります。

農業・水産業の振興の分野につきましては、農業では、スマート農業モデル園地整備事業を新たに導入をいたします。点滴灌水システムの装置を導入して実証実験を行い、町内農家へのマルドリ栽培の普及を図るものでございます。

有害鳥獣捕獲対策といたしましては、昨年度から引き続きまして、国・県の補助事業と、短期間集中的に進める事業費を町単独事業として計上をいたしました。

また、柑橘産地維持のための繁忙期労働力確保対策としては、JAや地域が取り組むアルバイト事業支援について、29年度の三崎地域の実施から、31年度には町内全域に範囲を広げて実施をいたします。

水産業では、4月から地域おこし協力隊員を漁業関係者では初めて導入をし、新たな取り組みに期待をしているところでございます。

また、昨年に引き続きアワビ放流効果調査業務及び稚貝放流事業を実施いたします。更に、海藻類の分布調査も引き続き実施をして、将来的に販売資源となるかの調査を行うなど、今後も新たな検討や事業の調査を進めて水産業の振興に努めてまいりたいと存じます。

今後とも、現場からのご意見をしっかりと受け取り、6次産業化などとも合わせまして、地場産業の振興に取り組んでまいり所存でございます。

道路・河川の整備、交通環境の充実の分野では、町道鳥津国道線道路新設工事について、本格的に開始をいたします。また、昨年豪雨災害に関連をいたしました道路等災害復旧工事も、当初予算に計上をいたしております。

防災・消防体制充実の分野でも申しましたが、災害時にもしっかりと機能をする、強靱化をこれからも図ってまいり所存でございます。自然災害及び原子力災害時の避難道としての整備なども、継続して取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実でございますが、町内全中学校への情報機器の整備をいたしまして、タブレットなどの情報機器の導入を行ってまいります。

また、平成29年度から開始をいたしました県立三崎高等学校公営塾の運営経費も、引き続き計上をいたしております。

人口減少・少子化対策の取り組みの一つとして、教育環境の整備につきましても、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

医療体制の充実でございますが、看護師等修学・就職資金の貸与を創設し、予算を計上をいたしました。国保診療所において看護師等の人材の確保を図るために、新たな制度を開始するものでございます。

医療・福祉分野などの人材不足につきましては、様々な対応、対策をいたしておりますが、地域医療の様々な課題につきましても、今後も積極的に検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、平成 31 年度一般会計の主要事業と主な取り組みについて申しましたが、今後におきましても、伊方町総合計画に掲げております、定住人口の減少抑制、産業の成長・交流の活性化、元気人口の増加、協働による主体的なまちづくり、以上の 4 点を重要課題、更にその他の課題につきましても、伊方の未来のために、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

次に、伊方原子力発電所について申し上げます。

伊方 1 号機の廃炉に引き続き、2 号機につきましても事業者側として廃炉の判断がなされました。今後、廃炉計画の了承をもって長期間に亘る廃炉作業となりますが、今後とも安全第一の取り組みを求めてまいります。3 号機につきましては、運転差し止めの仮処分決定など様々な経過がございましたが、11 月に定期検査を終え、通常運転が再開をされたところでございます。

また、事前協議の申し入れを受けております乾式貯蔵施設につきましては、現在、国の審査中ではございますが、伊方町環境監視委員会において同施設の研究のために、本年 1 月 10 日に東海第 2 発電所の同様施設の視察を行いました。この視察研修には 8 名の委員の皆様にご参加をいただき、それぞれ見識を深めていただいたのではないかと考えております。

更に「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」の改定につきましては、本年 2 月 4 日に愛媛県、伊方町、四国電力の 3 者により調印式を行い、協定内容の改定をいたしました。詳しい改定内容につきましては、文書等でお知らせをいたしたとおりでございますが、より安全側に傾いた改定内容と理解をいたしております。

いずれにしましても、伊方発電所を取り巻く情勢は目まぐるしく変化を続けておりますが、今後とも日常の安心・安全を最優先に、適切な情報収集と情報公開に努めるなど、町民の安全確保を大前提に、四国電力に対して不断の取り組を求めてまいり所存でございます。議員各位には、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会にご提案をいたします案件でございますが、

- ・ 条例制定に関する議案 6 件
- ・ 平成 30 年度一般会計及び特別会計補正予算 10 件
- ・ 平成 31 年度一般会計及び特別会計当初予算 11 件
- ・ 指定管理者の指定に関する議案 1 件
- ・ 工事請負契約の締結に関する議案 2 件でございます。

いずれの案件も町政を進める上で、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

### 議事日程報告

○議長（山本吉昭） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。

それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 菊池隼人議員、8番 小泉和也議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月14日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

### 諸般の報告

○議長（山本吉昭） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般、2月18日に第70回愛媛県町村議会議長会定期総会が開催され、これに出席し、その概要をお手許に配布しておりますので、お目通しください。なお、総会の資料は事務局に保管をしております。

次に、慶事報告を行います。開会前に表彰伝達を行いました全国町村議会議長会表彰であります。この表彰は、全国町村議会議長会表彰規定に基づき、「15年以上在籍し、功労のあった議員」に対し、表彰されるもので、去る2月6日に開催された全国町村議会議長会定期総会において、「中村明和議員」、「吉川保吉議員」、「清家慎太郎議員」が表彰を受けられましたのでご報告いたします。お三方の今後益々のご活躍を祈念申し上げ慶事報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（山本吉昭） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問がでておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、木嶋英幸議員、末光勝幸議員、高月芳人議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

初めに、木嶋英幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 本年度最後の議会に沢山の傍聴の方に来ていただき、誠にありがとうございます。私も任期ちょうど半ばになりました。これからも一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、さっそくですけど、一般質問に入らせていただきます。まず最初に大綱1「環境問題について」お尋ねします。最近、世界規模で海の環境問題が取り上げられております。本町でも佐田岬灯台100周年を機に恋する灯台に認定して頂いたり、小・中、高校生によるワークショップを行い環境問題についての意識啓発を行うようになりました。我々も任意の団体を造り、全国的なネットワークを広げております。今では山形県鶴岡市、広島県竹原市、和歌山県和歌山市に拠点を伊方町からの提案でワークショップをそれぞれに行いました。今年は東京でも展示やワークショップを行う予定であります。先日も三崎小学校と大久小学校でワークショップを行い、海の漂流物の1つであるブイを使って今年は特に愛媛県のキャラクターであるみきゃんちゃんに特化して、芸術作品を造っていただきました。佐田岬半島もかなりの量の漂着物があり、ごみの種類も沢山あります。

そこで、前回も質問させていただきましたが、八幡浜市とも協力していただきながらどんな物でも受け入れて貰えるようなシステムはできないかお尋ねします。それというのかなり複雑な種類のゴミがあり、仕分けしながら拾うとなると、本当に中々進んでいかない現状があるので、このようにお聞きします。前回尋ねた時に比べて少しでも前進した事があるのかお尋ねします。又香川県豊島のように、ゴミの島から逆転の発想で芸術の島に変貌させた様な構想は今後ないのかもお尋ねします。もしこれを実現し豊島などとも協力して頂きながら瀬戸内海芸術村構想を打ち出せば世界中から注目される観光ルートが成立するのではないかと思います。観光を町の柱として考えている当伊方町にも自然を守りプラスαすることで素晴らしい観光地になりえると思われませんが長期構想の中で盛り上げて頂く事はできないかお尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「環境問題について」にお答えをいたします。2016年1月にスイスのダボスで開催をされた世界経済フォーラム年次総会、通称ダボス会議での海洋ごみに関

する報告書によりますと、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過すると予測されております。

このような状況の中で、愛媛県の事業である「えひめ海ごみ調査隊 2018～知ろう！学ぼう！海洋ごみ」の町見郷土館での開催、また、議員の言われております漂着ごみのブイにペイントするブイアートを通して、海のごみ問題を考えるイベントの開催などの啓発事業は、海洋ごみ発生抑制対策として重要な取り組みの一つであると考えております。

一方、海岸漂着物とは言いますと、環境汚染や景観を損ねるだけでなく、漁業や港湾利用者、レクリエーションで訪れる方々への障害となるなど社会問題となっているところでございます。

海岸における良好な景観及び環境を保全し、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るために、国においては海岸漂着物処理推進法を制定、愛媛県におきましては海岸漂着物対策推進地域計画を作成。

本町におきましても、これらの法律及び計画に基づき、海岸の良好な景観や環境の保全を図っているところでございます。

今年度の町内の海岸漂着物の回収量は、約 61.7 t となっており、うち可燃ごみは約 16.8 t、可燃ごみ以外は約 44.9 t となっております。

議員ご指摘のとおり、種類も多くなっておりまして、木の枝や海藻はもちろん、ブイ、カキ養殖パイプ、コンテナ、プラスチック類、ビン、缶、タイヤ、家電などが押し寄せております。

さて、議員からは、「八幡浜市と協力してどんな物でも受け入れてもらえるシステムは出来ないか」との質問でございます。現在、町ではボランティアで回収をされた全ての海岸漂着物の受け入れを行っているところでございます。このうち「可燃ごみ」につきましては、八幡浜市へ委託処理をしております。このことから、受け入れシステムについては、今現在でも、一応どんな物でも受け入れているというところでご理解を賜りたいと存じます。

次に、「前回尋ねた時に比べて少しでも前進したことがあれば」との質問でございます。大きく前進した内容はございませんが、撤去作業にご協力をいただいております地域の方々やボランティア団体等の負担とならないように、今年度から燃やすごみと埋立ごみの二種類の環境美化袋により、分別をしていただいております。また、可燃ごみ以外は、町の処分場で処理をしているところでございます。

次に「ごみの島から芸術の島に変貌させた構想と、自然を守りプラスαで素晴らしい観光地になりえますが長期構想に盛り込む事は出来ないか」との構想に関するご質問でございます。アートを通じた地域再生の取り組みにより、香川県の豊島には、島の景観と自然を満喫しながら、現代アートを巡る観光客が訪れております。

第2次伊方町総合計画では「佐田岬半島の豊かな自然は本町の重要な地域資源であり、次の世代に継承することが私達の使命」といたしております。現時点では、芸術を活用した観光振興などについての構想は残念ながらございませんが、町内には自慢できる美しい場所がたくさんございます。今後の構想の中で自然環境の保全と併せて、芸術、歴史、文化、伝統などを観光振興につなげてい

くように検討をしてみたいと考えております。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 最後の観光についてでありますけど、現状として佐田岬半島はよく通るメロディーラインに関して、まだまだ整備が必要かと思われます。観光整備にも少しは力を入れていただいて、これから、他所から来ても美しい佐田岬を見ていただけるような受け入れ体制をつくっていただきたいと思ひます。先ほどの、本題に入りますけど、海の問題に対して、環境省において10分の8、当町の黒島などに関しては、離島に関する10分の9という補助事業があることは、町長さんもお存知と思われます。美しい町を目指して伊方町にとっては、率先して取り組むべき事業、かなりの補助率があるんですけど、このようなことは今後やって欲しいと思ひんですけど、これについてもお尋ねします。また、陸地分の海岸でも歩いていけない場所もかなりあり、海などボランティアでは、行ける範囲も限界があります。ましてや発泡スチロールなどの断熱性があるごみの場所に関しては、あまり表に出さない方がいいのかもしれないけれども、マムシなどの潜んでる場所が割とあるそうです。ということで、結構危険な生物が潜んでいるので、あまりボランティアに頼ってしまうと、万が一のことがあると困るので、その辺りは専門業者に委ねるべきではないかと思われます。そこは先ほど言ったような補助事業で協力していただきながら、当町でもこういう事業をとっていくべきではないかと思ひます。それで、先日八幡浜市では、ダイバーさんが海に潜り、ほんとにありえないような冷蔵庫、テレビなどの電気製品、漂着物以外というかほんとにもうあきらかに地元の人が落としたようなごみも沢山回収されたとのこと。見えないところにもかなりの量が沈んでおります。これは、専門家ではないと絶対にムリな作業なんで、是非こういう環境の補助事業にも当町も取り組んでいただきたいと思ひますが、そのことについてお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 補助事業、10分の8、10分の9の分、八幡浜市が今年度取り組んだということは承知をしております。是非、伊方町でも今後取り組んでいきたいというふうを考えております。事業の再確認に向けて、指示をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。ただ、伊方町は非常に長い海岸線をもってござりまして、この問題については、大変重要な問題ではありますけど、かなり費用も掛かるし、困難な状況も予想されるわけござります。そういったことを費用対効果というものも考えながら、どこからどのように手を付けていくべきなのかも合わせて、考えてまいりたいというふうにお願ひします。以上ござります。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今ほど、町長さんから費用対効果のようなことを言われましたけど、これに対しては住民の数とか、広さとかじゃないと僕は思っております。年数が掛かってでも、このようなことをやっていただきたいと思います。その点に関しては、どんなお考えかお尋ねします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） ちょっと誤解があったかも分かりませんが、伊方町は宇和海側、瀬戸内海側、合わせてかなり長い海岸線を有している町であります。その海岸線を綺麗にするには、かなりの費用が掛かるんだろうというふうに予想をいたしております。その中で、どこの部分からまず手を付けないといけないかということ優先順位を付けながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。木嶋議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今回初めてこのようなかたちで質問に入るので慣れてないのでごめんなさい。よろしくお願いいたします。引き続き、大綱2「三崎高校の存続について」お尋ねします。伊方町には唯一三崎高校が今存在してますけど、皆さんご存知のとおり存続が危ぶまれておりますが、少子化に伴い町内の生徒では定員の確保がかなり難しい状況、これは少子化なんで仕方がないかもしれませんが、それを補うには町外ましてや県外からも募集が必要になると思われまます。その為には受け入れの環境がなければならない、三崎高校が分校化になれば子育て世代の若者が住みにくくなったり人材育成にも大きな影響がでてきます。経済にもかなりの打撃を受けることは目に見えていると思います。なぜ以前から分かっていたことだと思んですけど、寮や地元の方達に協力をお願いしつつ、下宿などを造るなどの努力はしないのか。又今高校に隣接している教員住宅が全く使われていない状況で県との協議も既に払い下げについての問題はクリアしている聞いておりますが、かなり以前から分かっていたはずなのに現在に於いても町営の寮を造らないのか。三崎高校の存続をどのように思ってるのかお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） それでは、私から大綱2の「三崎高校の存続について」お答えいたします。

議員ご案内のように、本年度は三崎高校にとって正念場の年であり、入学生の募集を全国に広げ、これまで先生方をはじめ、生徒数の確保に東奔西走されましたが、先日3月5日の報道にありましたように、最終の入学志願者が30人となり、目標の41人を下回り残念な結果となりました。

まず、町外、県外の入学生の受け入れ環境を充実するためには、「地元の方達の協力を得て下宿などのお願いをしないのか」のお尋ねでございますが、これにつきましては、教育振興会をはじめ、同窓会やPTAなどで組織し、三崎高校の入学生増加に向けて地域一体で取り組んでおります。「花橋を守る会」に協力を要請しているところでございます。

次に、「町営の寮の整備」についてでございますが、速水寮につきましては、現在のところ3年生の卒業により男子5人、女子5人の計10人が、速水寮に入れるようですが、仮に、これを超えた場合、現時点では、現実的に下宿の手立てや町の教職員住宅での受け入れにより対応したいと考えており、町営の寮の整備につきましては、昨年12月の第55回定例会の際にお答えいたしましたように、速水寮に入る生徒数をはじめ、今後の動向を見極めたうえでの判断になると考えております。

2020年度には、現在の制度では分校化が検討されるようですが、町内唯一の高校である三崎高校の存続は、町の重要施策として位置付けておりますので、議員各位におかれましては、今後とも同様に同校に対しまして一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、木嶋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今年度の受験者は、30人ということで、もう既に目標はクリアできないことが現状となっております。その要因は何かを掘り下げていく必要があると思うんですけど、これ仕方がないんででは済まないと思うんですね、次年度からの定員枠は、2020年ですかね、からの定員枠は、今のままの三崎高校は、60のままでいくのかどうかもお尋ねします。もし、今南予一体で、全ておいても定員マイナスの状況なので、取り合いをしたところで、中々難しい状況かなと思っております。そういう観点からしても定員の見直しをしていただくような提案なり、それによって分校化を防ぐような提案ができないかもお尋ねしたいと思います。先ほど、教育長さんからも言っていたように地元の方やいろんな会、また三崎高校生、現職の三崎高校の先生方は、本当に努力をしていただいた結果が今の状況だと思うのですが、これは僕先ほども聞いたように結果を出すには、受け入れが大事だと思ってます。来てください、来てくださいで努力して、万が一寮などの定員オーバーした場合には、様子を見てでは僕遅いんじゃないかなと思うんですね、完全に遅れますよね。これでは、やっぱり先ほど言ったような方々の努力が報われない、ましてや思い切って、言い方違うかも分からないけど、募集の営業は掛けられない状況じゃないかなと思います。今後も三崎高校生を増やすための営業などをしていかないといけないと思うんですけど、今後の取り組み

もお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） 木嶋議員、ご指摘のように今年度30人の志願になっておりますけれども、平成31年度の5月の時点で今後の三崎高校の分校化につきまして、決定が下されます。そうなった場合に平成31年度の学校はそのまま運営されますが、32年度からの分校化ということで今のところ進んでいく見込みです。そうなった時に、それ以後の入学志願者は、定員が今までと同じように60人のままの募集で、30人を3年連続で切りますと募集停止という状況になります。募集停止になりますと残りの在校生が1年2年かけて卒業となりますが、その卒業段階で廃校となる見込みです。そういうことで、高校側の方も地域側の方も行政の方も一体となって、なんとか志願者を確保できるように、三崎高校をPRしながら、高校生今現在頑張ってもらっておりますけれども、・・・に努めてきてもらってきました。結果的に本当にどこの近隣の高校も今マイナス、ほとんど全ての高校が足りないというふうな状況の少子化の中で厳しい状況になってしまいました。全国の方にも募集を掛けておりますけれども、思うように志願がきておりません。ということになりました。そこで、仮に町内の生徒がある程度確保できるようでしたら、その30人、40人という大きな狙いの枠をクリアする見込みが立てやすいんですが、ここ数年本当に児童生徒数が減少してまいりまして、非常に厳しい状況になっております。そこで、外部からできるだけ入ってきていただくというふうなことに頑張っているわけなんですけども、外部の方も同じように厳しい状況になっておりまして、中々見込まれにくい、そういう状況の中で町営の寮の整備を今即断で実施するというふうなことで、しばらく状況を見極めさせていただきたい。それを見極めたうえで、きちんとした整備に取り組みさせていただきたいと思っております。県教育委員会との協議におきましては、譲り受けることについては、了承を得ておりますので、それをきちんとした目的を持ってどう活用していくのかということを確認したうえで、直ぐに取り組んでいく、そういう指針はもっておりますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今ほどの教育長の答弁で、やはり状況を見ながら寮の整備をしていくと言われました。僕先ほどもお尋ねしましたが、これでは思い切って、募集掛ける努力はできないことではないですか。今般の定例会で、予算審議もありますけど、いろんな意味で優先順位をもっと精査しながら、ほんとに大事なことは寮なんだ、三崎高校の存続は、伊方町にとってほんとに大事な問題に思っておるんで、何とかこれ環境を整備して、募集がかけられるようにもう一度努力をしていただきたいと思います。そのつもりはございませんか。お尋ねします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） 木嶋議員さんの再々質問のご指摘大変有り難く思っております。そのような方針で進めたいことではありますけど、取り敢えず、もしオーバーした場合には、町の教員住宅の活用と下宿の手配をある程度していただくというふうなことで、間に合うというふうなところで、先ほども申し上げましたように、状況をしっかり見極めたうえで、その方向にもしいけれそうな時には、即手を付けさせていただくというふうなことで、取り組ませていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、末光勝幸議員、一般質問大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 間もなく平成の年が終わろうとしていますが、昨今のニュースによりますと我が国の景気も下降局面に入ったと報じられています。伊方町におきましても、原発1、2号機の廃炉が決まり、商工業者を中心に徐々に影響が出てきております。冒頭の高門町長のご挨拶にもありましたが、伊方町の更なる発展のために3つの大綱についてお伺いをさせていただきます。

大綱1「地域密着型認知症グループホームの募集について」町民の高齢化に伴い、認知症の数も増え、その介護に大変な苦勞をしている家族も多いと認識しております。そんな中で、新しい民設民営の地域密着型認知症グループホームが新設されるということは、歓迎されることであります。町民が安心して長く入居できる施設であってほしいと期待をしております。

そこでお尋ね致します。

1、 町は昨年8月13日に突然、地域密着型認知症グループホームの募集をしましたが、質疑の受付が12日間、申請の受付期間が11日間と、お盆休みとの時期とも重なり、募集期間が短いように思われましたが、他の市町村におきましても、そのような募集が行われているのか、お伺いをいたします。

2、 応募事業者との質疑のやりとりの中に、資金計画として、町が補助する予定として愛媛県と協議中とありますが、町の補助金はないと認識しています。町が補助金を出す予定があるのか、お伺いをいたします。

3、 今回、決定を受けた応募事業者は、平成30年4月18日に法人登記がなされており、新設法人に多額の資金を要するグループホームの新設、運営に不安がないのか、町長の見解をお伺いいたします。

以上、大綱1地域密着型認知症グループホームの募集についてお伺いをさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大綱1「地域密着型認知症グループホームの募集について」でございます。

議員ご質問の地域密着型認知症グループホームの新設につきましては、町が昨年度に策定いたしました第7期介護保険事業計画に掲げた事業でございます。町内で増え続けている認知症の方々に対する介護サービスの充実を目的として、平成32年度末までに伊方地域に入所定員18人の施設を1ヶ所整備するというものでございます。

町ではその計画の実現に向けて、必要な作業を進めているところでございますが、今回の施設整備及び完成後の施設の運営にあたりましては、認知症グループホームの経営等の実績を有する民間事業者のお力をお借りして、いわゆるご指摘にありましたように民設民営による事業実施を目指しているところでございます。

さて、議員からは、今回の事業に参入する民間事業者の募集方法等についての質問でございますが、まず、1点目は「町が公募した際の募集期間が短いように思えたが、他の市町村においても、そのような募集が行われているか」との質問でございます。

伊方町の募集期間でございますが、議員からご紹介いただきましたが、募集の開始は、昨年8月13日にホームページに掲載をいたしまして、申請の締切日は9月6日といたしておりましたので、募集期間は実質25日間でございます。

議員ご質問の他の市町村の募集期間でございますが、担当職員が全国のホームページを閲覧をして確認した情報でございますので、全体の一部ということでご理解をいただきたいと存じますが、最短は奈良市の19日間という事例を確認をいたしております。また、ほかの市町村では約1ヶ月から2ヶ月の範囲で募集期間を設定している事例が多いことを確認をいたしております。

なお、近隣の事例といたしまして、平成28年3月に八幡浜市が行った公募の際には、1ヶ月ということございました。

次に、ご質問の2点目は「補助金について愛媛県と協議中とあるが、町が補助金を出す予定があるのか」とのことでございます。

これにつきましては、議員ご紹介いただきましたように、地域密着型認知症グループホームなどの介護サービス供給体制の整備及び備品購入費に対して、事業者が施設整備を行う市町村に対して申請を行うことにより、愛媛県の補助金が交付されることになっております。なお、この補助金は、愛媛県が設置をしております地域医療介護総合確保基金の財源をもって、補助金の全額を県が負担することになっておりますので、この補助金に対する伊方町としての負担は生じません。また、事業者に対する補助金の交付事務は、町が行うことになっておりますので、町の一般会計の歳入歳出予算に計上して支払いをいたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、3点目は「今回決定した事業者は、平成30年4月18日に法人登記がなされた新設法人であるが、多額の資金を要するグループホームの新設・運営に不安がないのか」とのご質問でございます。

確かに、今回の事業者は、新設の法人となっておりますが、法人の代表者につきましては、昨年9月の応募の際には、新設の法人の代表を務めるほか、既に認知症グループホームを建築し、運営を行っている別の法人の代表も務めており、その経験と実績につきましては、問題なしと判断をいたしております。

一方、ご質問の多額の資金を要することに対する不安についてでございますが、今回のグループホームの場合に限らず、新たな事業展開を計画し、設備投資等を行う際には、必要となる資金の調達方法が肝心であり、銀行等から多額の借入れを行った場合には、その確実な返済見込みが担保されなければ、事業計画そのものが信頼できる計画として成り立たないわけでございます。

その点につきましては、伊方町地域密着型サービス事業者選考委員会におきまして、2つの金融機関からも委員としてご参加をいただきまして、慎重に審査をしていただいた結果「事業者の計画は、募集要綱に適合した内容であると認められる」という結論を報告いただいております。

従いまして、私といたしましては委員会からの報告を受けまして、事業者が計画どおり施設整備を行い、適切に運営してくれるものと期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。

末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今ほどの答弁の中で、長いのは2ヶ月程度というふうな例もございましたけども、伊方町におきましては、先ほど申しましたように8月13日ということで、世間一般的には、お盆休みの休業の時期でございます。そういった時期を絡めて25日という期間を設定するには、やはりなにかしらの問題ができるのではないかと思います。お盆とかお正月を外して、募集をすべきでなかったかと思っております。先般問題になりました、森の国ホテルの例につきましても、既に出来上がったものを買収するのも1ヶ月の期間を設けております。そのようなことを十分に今後配慮していただきたいと思っております。また、もう一つ審査の中で、決定した場合には、本来なら最初から用意すべきものであったと思っておりますけども、金融機関によります融資証明書を提出することが義務付けられております。そのようなことについてどのような状況になっておりますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 募集期間につきましては、確かに、議員ご指摘の点もあろうかと思っております。今後、このようなことがある場合は、十分にその辺のところは勘案しながら事業者にとって、十分準備の期間が与えられるような作業をしまいたいというふうにいたします。後の部分は、担当

課長から答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 2点目の融資の関係でございます。事業者からのその後の経緯の報告は逐一受けてはございますが、現在の時点で事業者から協議を進めておいた金融機関、複数の金融機関から一応内定はいただいたということで、融資の目処は付いたという報告は受けております。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 只今の答弁では、報告を受けているということで、融資証明書は出ていないと解釈できますが、そのようなことは本来の募集要項からは、逸脱しているように思います。また、民設民営のこういった事業につきまして、最近は、非常に厳しい介護事業につきましても厳しい状況が続いております。J A西宇和の例にとりましてもほとんど介護事業から撤退するような例がみられております。また、当初3,200万の愛媛県から補助がでるということが・・・周知ができていなかったという点がございます。また、それに加えて今後の予算書にでてまいりますけども、・240万の準備資金といったものがさらに出てきております。後出しじゃんけんみたいなような印象を受けるようなことは、行政として慎むべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 私の答弁に言葉足りない分があったことを、まずお詫び申し上げます。融資証明書につきましては、まず最初に当初予定しておりました。1社の融資証明書が書面で提出されております。その後、事務計画等に変更があったということで、増額等も含めて複数の事業者と協議をする中で、後1社からの内定をいただいたということはこれは現在のところ口頭での報告でございますので、よろしく願いいたします。

次に、県の補助金の関係でございます。これにつきましては、申し訳ございません。当初の公募の際にはですね、担当の私どもといたしましてもこの補助金の正確な状況を掴んでおりませんで、先ほど言われました後出しじゃんけんというふうなご指摘を受けましたが、設備に関しましては、周知をしていなかったということでございます。ただ、この事業者に対します公募の際にはですね、質疑、応答に対して県の補助金がでるということは、お伝えきちんと書面でお伝えして、このお伝えについても確認をしております。この中身の詳細につきましては、県の補助金であるということ、それから県が様々な条件を付しておるということでございますとか、いろいろ補助金の単価の見直しと言う部分もございまして、県に直接ご確認をいただくよう、加えてですね、事業者をお願いしておいた部分もございまして、そういう中で、議会に報告する中でですね、補助金に関しまして一

部ご紹介が漏れておったのは、我々のすいません、手続きの手打ちであったと思います。以後、このようなことがないように努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。末光議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） それでは、大綱2について質問をさせていただきます。「町職員の接客のあり方と待遇改善について」お伺いをいたします。町報2月号によりますと、来庁者の負担軽減と利便性を確保するため、町民課のカウンターを座って対応できる低いカウンターに改修したとありました。町民が快適に相談や手続きのできる環境整備はどんどんやって頂きたいと思っておりますので、お伺いを致します。

1、来庁された町民の方々に、町職員の対応の評価を伺うと、それぞれの課で一生懸命努められている職員も多いと思いますが、私の聞く範囲では、決して評判のいいものではありません。町の政策を具体的に実践するのは一人ひとりの職員であり、自覚と誇りを持って親切な町民へのサービスを心掛けてもらいたいと願っております。町報によりますと「町民の負託に応え得る使命感や倫理観、新しい時代に対応できる先見性、創造性、実践力など、職員の勤務能率の発揮および増進のため、人材の育成を進めています」とあります。どのような職員研修、人事評価がなされているのか、お伺いを致します。

以上、大綱2についてお伺いします。

大変失礼いたしました。1年生議員ですので、大事なところを忘れておりました。2、昨年3月議会におきまして、人事行政の運営にということで一般質問させて頂きましたが、町長は「町職員の給与水準を示すラスパイレス指数の改善についても、積極的に取り組みたいと考えている」と答弁されました。全国で1,718の市町村がありますが、私も驚いたのですが、給与水準の低い下位50団体に伊方町が入っております。46位でございますけれども、町において適正な評価が為された結果なのか。町民サービスや施策の実現を「チーム伊方」というような組織の結束により成し遂げて頂きたい。その為にも待遇の改善を図り、町民へのサービスも改善されるという好循環に繋げて頂きたいと思っております。町民の生活も厳しい中、反対のご意見もあろうかと承知はしておりますが、結果的に我々の子や孫が胸を張って働いてくれ、過疎化高齢化への対策にも繋がると確信をしております。町長の見解をお伺い致します。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 大綱2「町職員の接客のあり方と待遇改善について」のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の「どのような職員研修、人事評価がなされているのか」との質問でございます。最初に、議員ご指摘の町職員の対応に関する評価について、職員は非常に一生懸命、適正に対応してくれてると思います。町民の皆様からそのようなご意見をいただいたということについては、大変残念でございます。さらに職員一人ひとりが公務員としての自覚を持って、町民目線に立った親切かつ丁寧な対応に努めていく必要があると考えております。

さて、職員研修及び人事評価の実施状況でございますが、町では議員が言われましたとおり、町民の負託に応え得る使命感や倫理観、新しい時代に対応できる先見性、創造性、実践力など、職員の勤務能率の発揮および増進のために、様々なメニューの職員研修を実施することで人材の育成を進めているところでございます。

愛媛県研修所や愛媛県町村会が主催する勤務年数や職名に応じた階層別研修や危機管理、メンタルヘルスなど様々な地方自治体が抱える行政課題をテーマにした研修会に職員を積極的に派遣をしているところでございます。

また、職場内研修としましては、人事評価制度や会計年度任用職員制度など制度の理解や成熟度を図る研修をはじめ、年度ごとに職員としての課題や資質向上につながる研修メニューを立案しながら、多くの職員に研修機会を与えているところでございます。

また、職員提案制度の積極的な活用や女性職員プロジェクトチームを設置するなど、意欲と適性のある職員にチャレンジする機会を与え、行政の活性化を目指しているところでございます。

さらに、昨年度から本格的に実施をしております人事評価につきましても、能力評価と業績評価の2つからなり、特に業績評価につきましても、職員自らに業務目標を設定をさせ、いかにしてその目標を達成できるかを常に考えながら取り組みを行っているところでございます。引き続き、職員研修を積極的に行うことで、職員の資質や業務管理能力の向上に努めてまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に2点目の「ラスパイレス指数をはじめとする処遇の改善を図ることで町民サービスの改善に繋げてはどうか」との質問でございます。

まず、昨年の3月議会でも答弁をさせていただきましたが、ラスパイレス指数は、地方公務員と国家公務員の給料水準を職種、学歴、経験年数等の差を考慮したうえで比較し、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものでございます。

議員の言われるとおり、平成29年度の伊方町のラスパイレス指数は90.4となっており、県内の町の平均である91.6を下回り、愛南町、上島町に次ぎ、県内3番目に低い水準であること、また全国の下位50団体に入っているという現状に変わりはありません。

参考までに、一般行政職における給料月額で比較をいたしてみますと、伊方町の平均が298,300円であるのに対し、県内の町の平均が304,000円となっており、その差は月額で5,700円でございます。

しかし、ここ数年、人事異動による昇格者を増やすことによりポイントは年々上昇し、徐々に県平均に近づいてきております。今年度の数値につきましては、現時点で国から公表をされておりましたが、引き続き給与水準の改善に向けて取り組みを行ってまいり所存でございます。

議員の言われるとおり、処遇改善を行うことで職員のモチベーションを高め、町民へのサービス改善に繋がっていくということはいまでもございません。一次産業をはじめとする町民の生活も厳しい中で、先ほどの答弁でも申しましたが、意欲と適性のある職員にチャレンジする機会を与えたい。そしてその業績に対してはきちんと評価を行うというスタンスを持って職員のやる気を促してまいりたいと考えております。

今後とも職員研修の実施や処遇改善を進めながら、日本国憲法で定められた「公務員は、全体の奉仕者」という基本を再認識し、町職員の力を最大限に活かし、質の高い心のこもった町行政の実現を目指し、行政の活性化をすすめ、町民サービスを拡充、多様化する町民ニーズにお応えをすることにより、議会や町民の皆さんの納得と支持を得ながら、行政サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、大綱2の答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 先ほど、町長の答弁にもございましたけども、昨年の私の人事行政の運営についての回答に職員数と総人件費を考慮しながら、ラスパイレス指数の改善についても積極的に取り組みたいと考えていると、答弁されております。現状が変わらない状態では、積極的に取り組んだと評価できない点もあろうかと思えますけども、たまたま先ほどの市町村の全国の状況を披露させていただきましたが、逆に上位50団体のうちにですね、福島県の矢祭町というところが入っております。27番、データは少し古いかもしれませんが、こちらは村民が少なくなっても議会を日当制にしてでも、村の存続、町の存続を図りたいという意思で全国で有名になったところでございますけども、見事27位のラスパイレス指数を遂げられております。また、愛媛県におきましても愛媛県で一番小さい松野町が1番町としては、1番高いラスパイレス指数を出しているように思います。そのような結果を踏まえまして、職員のやる気がいかに大事かということを思い浮かばされるわけでございますけども、そのようなことにつきまして、今一同町長さんのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の大綱2の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議員のおっしゃる意味は、よく理解もできます。頑張っておるんですけど、他の町も上がっておって、中々飛び越すことができないのが正直なところでございます。ラスパイ

レス指数は、平成 28 年度、先ほどの答弁は 29 年に 90.4 ということですが、その前年は 89.3 でございます。1.1 ラスパイレス指数上がっております。30 年度はまだ出ておりませんが、少しは上がっているんじゃないかと期待をしているところでございます。何とか答弁をいたしましたように、職員の処遇改善を図りながらやる気を引き出す、そしてやる気のある職員に対しては、いい処遇を行っていききたい。そんな思いで頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱 2 の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 私も 40 年あまりサラリーマンを務めてまいりましたけども、給与が上がるということは大変嬉しい、またやる気に繋がることでもあります。是非とも善処をお願いしたいと思っております。また、ラスパイレス指数の高いところは、職員組合の力が強いという側面があります。伊方町の職員の方達は非常に自己主張があまりなされない組合だと思っておりますけども、そういった点のことも事情を踏まえて今後もさらなる取り組みをお願いしたいと思っております。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員からの去年に引き続いてのご質問でございますので、その意向も踏まえて、また職員組合とも相談をしながら、処遇改善については努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱 2 を閉じます。末光議員、一般質問大綱 3 をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 大綱 3「スーパーシティ構想」への参画についてお尋ねをいたします。最近、出てきた言葉でございますので、皆さんご承知でないかと思われまますが、政府は、国家戦略特区である「スーパーシティ構想」を閣議決定いたしました。「全ての医療・介護をかかりつけから住宅で。全ての住民・子どもに世界最先端の教育環境を。いつでもどこでも必要な移動・配送サービスを提供」という構想は、過疎化高齢化と交通弱者の多い佐田岬半島に暮らす伊方町民の為に、自動運転車の導入、遠隔医療・介護、遠隔教育など、生活環境を改善していく構想として、いち早く取り組むべき構想だと思われまします。今すぐという訳にはいかないが、積極的な取り組みを期待いたしますので、町長の見解をお伺い致します。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の大綱 3 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 大綱3「スーパーシティ構想への参画について」のご質問でございます。

まず、「スーパーシティ構想」についてでございますが、現在、AIやビッグデータを活用し、社会のあり方を根本的に変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展しております。

そこで国では、「第4次産業革命」である、AIやビッグデータなどを用いた製造業の革新を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市となるものとして「スーパーシティ」の構想の実現に向けた有識者懇談会を開催し「スーパーシティ構想」の考え方をとりまとめたところでございます。

今後、国家戦略特区制度を活用した取り組みであるという構想の大枠は見えている状況でございます。

このようなことから、議員申されるように、今すぐ構想に取り組むものではございませんけれども、現状におきましては、今後の国の動向を注視していくべきものと考えております。

さて、議員からは、「スーパーシティ構想」の積極的な取り組みに対する見解とのことでございますが、ご質問にもございます、町の課題である、在宅医療・介護の取り組み、教育環境の充実、町民の移動手段などにつきましては「スーパーシティ構想」の考え方と基本的には同じものとしましても、国の構想である都市構造や規模など、「丸ごと未来都市をつくる」ことを目指すものとは大きくかけ離れており、町の現状に合った現実的な取り組みが重要であると考えておりまして、将来的に時機をみて検討すべきテーマではないかと考えております。

しかしながら、国際的な都市設計の動きや急速な技術革新などには、将来において対応が可能なように、技術の取得や導入、知識の向上などに取り組んでいく必要がございます。

いずれにしましても、先ほども申しました町の課題でございます、過疎・高齢化、半島特有の交通手段などにつきましては、関係各課が連携をして、取り組んでまいり所存でございます。

今後におきましても「スーパーシティ構想」を含め、国、県等の動向に注意をいたしまして、わが町に適した構想や制度の活用などについて、積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上で、大綱3の答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱3の再質問はありますか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） スーパーシティ構想の事例といたしまして、カナダのトロント市の事例、あるいは中国の広州市の事例などが既にインターネット等で広く知られているところでございますけれども、このような大規模なシティ構想には伊方町に若干馴染まない点もあろうかと思っておりますけれども、医療とか公共交通につきましては、この不便な佐田岬半島に生活する住民の待遇改善の改善していく要素が必要にあると思っておりますので、このような構想につきましては、先ほど力強い町長のお言葉をいただいたわけですが、積極的に取り組んでいただいて、トップはどんどん取り組んでいただきたいというふうに考えております。

また、最近交通事情につきましても、無人の自動車を走らせるのにいろんな事例がでておりますけれども、この伊方町などは非常にそういったことに取り組みやすい地域だと思いますので、今後さらなる努力、情報収集をしていただいて、この伊方町が愛媛県でもっともスーパーシティに近い優れた地域だというふうなことを実現していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 只今ご指摘をいただいた点は、将来の課題として非常に重要だと思っております。今年度から東京に職員を常駐をさせて県の東京事務所ですけども、東京の動きを情報集めて送ってもらっているところがございます。その中で、先般重要案件に関する資料なんかも送っております。お隣の大分市でも昨年度でしたか、自動運転の実証実験をやったという情報をいただいて、大分市の方に教えていただいたり、今のところは情報収集の段階ですけども、まずあらゆるところにアンテナを張って遠隔医療でありますとか、そういった高齢者の交通手段でありますとか、町に取り入れることのできることはないかということのを常にアンテナを張って探してまいりたいというふうに思います。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱3の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 前々回の一般質問でも質問させていただきましたけど、ここ7、8年ぐらいまでは伊方町の財政もある程度たもてるわけですけども、その後急速に財政の悪化が見込まれております。今の経営状況といいいますか、財政基盤の安定している時期にこういった新しい事業にどンドン取り組んでいただきますよう、重ねてお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の大綱3の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） ご意見を受けたまわり、頑張っております。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続いて、高月芳人議員、一般質問大綱1をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） 失礼いたします。この度は、一般質問の機会をいただき、まずもってお礼申し上げます。さて、平成の時代も後わずかで幕を閉じようとしており、平成の時代を振り返ってみますと、全体的には戦争もなく物資も豊富でな不自由のないそこそこの平和な時代では

なかったかと思えます。ただ、一方では阪神大震災、東日本大震災をはじめ台風、豪雨等々、全国まんべんなく容赦ない自然災害に見舞われるなど、苦勞の多い大変な時代でもありました。また、我が国の人口減少と少子高齢化は世界に異例がない速さで進んでおり、この問題が、全ての面において、悪影響などを及ぼしており、多くの課題を残すこととなりました。本日は、次の時代に持ち越されようとしております。諸課題の中から、いくつか質問いたしますので、理事者の誠意あるご答弁をお願いいたします。

それでは、大綱1「第一次産業振興および労働力不足への対応について」質問いたします。

まず、大綱1の1でございますが、一次産業振興の施策展開についてご質問いたします。本町では、基幹産業である一次産業分野において、新規就業者に対する支援や地域おこし協力隊の採用など、担い手確保のために様々な取り組みを行っていただいております。また、農業振興分野においては、アルバイト事業による労働力不足への対応や鳥獣害対策、さらには労力軽減・作業効率化のための基盤整備事業など、手厚い支援体制を整えていただいております。水産振興の分野においても、ブランド化の推進や加工分野への支援、アワビの稚貝放流、水産資源調査など、積極的な支援策を講じていただいております。

しかしながら、これだけの支援体制があるにも関わらず、実際に町民の皆様が産業活性化を実感できているかと言え、まだまだと言わざるを得ないのではないのでしょうか。それどころか、急速に押し寄せてきている少子高齢化・人口減の波の速さに、将来への不安が勝っているというのが正直なところではないのでしょうか。

この少子高齢化・人口減のスピードに対抗していくためには、やはり役場内担当部署の業務内容の改善・職員体制強化が必要であると考えます。例えば、農業振興分野でいえば、農業支援センターがあり、現在3人の職員で業務を行っていますが、煩雑な事務が多い上に、以前より人員は少なくなっている状況では、現状をこなすのがやっとで、今ある手厚い支援策をこれまで以上に効果的に推進・普及させていくような前向きな仕事ができる環境ではないように思われます。さらにいえば、今後一手、二手先を見据えた新たな取り組みにチャレンジしていくためには、それ相応の体制づくりが求められるのではないかと思います。

いずれにしても、本町における最重要課題ともいえる第一次産業の振興は、待ったなしの状況にあります。現体制を見直し、業務の効率化や人員の増員を図るなどして、スピード感を持って強力に推し進めていく必要があると考えますが、町長のご所見をお伺いしたいと存じます。

次に大綱1の2としまして、外国人労働者受け入れ拡大に関する新制度への対応について、質問いたします。

国策として本年4月より、人手不足・労働力不足解消のため、外国人労働者を広く受け入れる新制度がスタートいたします。もはや日本人だけでは国は成り立たない事態となっており、外国人との共生社会に突入する、大転換の年になると想定されるところです。特に農村社会では、人口減少・過疎化がさらに進展すると見込まれる中、人手不足は今後一段と深刻化するのは必至です。外国人労働者の受け入れに関しては様々な問題があることも承知しておりますが、避けては通れない

流れではないかと思ひますし、まさに人の確保こそ最大の成長戦略であると思ひますが、この新制度に対する町長のお考えをお伺ひしたいと存じます。もし受け入れるということになれば、地域と行政一体となつて環境整備なり体制整備が急務ではないかと思ひますが、その方策としてどのようなことが考えられるか併せてお伺ひしたいと存じます。以上、大綱1の質問といたします。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員のご質問にお答えをいたします。まず、大綱1「第1次産業の振興および労働力不足への対応について」でございます。

第1次産業の振興につきましては、私も就任以来1番の柱としてかかっているところでございます。

農業振興におきましては、安定した生産体制の整備と農家所得の向上を目標に、国・県の補助事業の積極的な活用はもとより、町独自の事業や補助率の上乗せを実施し、愛媛県、西宇和農協と連携をしながら農業の振興を図っているところでございます。

水産業の振興におきましても、新規就業者への支援や資源回復のための調査など、漁家所得の向上に向けて、議員ご案内のとおり様々な支援をまだまだ十分ではないかもしれませんが行っているところでございます。

まず、1番の「1次産業振興の施策展開について」のうち、ご質問は、「現体制を見直し業務の効率化や人員の増員を図るなどしてスピード感を持って協力を推し進めていく必要がある」、とのことでございます。3町合併当時から役場内全体の職員数の適正化に努めてまいりました。現在、ほぼ適正化をされておりますが、合併当時に比べて減少しているのは事実でございます。職員は限られた人数の中で、それぞれの担当課のもとに室を設け、その室がチームとして職務にあたるようにしております。

例えば、第1次産業の振興部署でありますと、農家、漁家の現場の意見が反映できる体制づくりを心掛けておりますし、その一環として農業、漁業それぞれの分野で地域おこし協力隊を募集し、農業分野では現在1名が1年目を迎え、加工品の開発や有害鳥獣対策に奮闘をしているところであり、引き続き募集をかけているところでございます。

水産業の分野でも、4月から地域おこし協力隊が赴任をし、三崎漁協を中心に新しい風を吹き込んでくれるものと期待をいたしております。

いずれにいたしましても、町の職員体制では適材適所を心掛けつつ、若手職員には定期的な人事異動により見識を深めてもらうなど、メリハリのきいた人事配置を心掛けておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、2の「外国人労働者受け入れ拡大に関する新制度への対応について」のうち、ご質問は、「新制度に関する町長のお考え」ということでございます。4月から施行される新しい在留資格には、報道等でもご承知のとおり、相当程度の知識、または経験を要する業務に従事し、在留期間が

5年間の「特定技能1号」と特定技能1号の分野で、熟練した技能を要する業務に従事し、在留期間の制限のない「特定技能2号」がございませう。この「特定技能」の対象は、介護業や建設業など14業種に及び農業、漁業もその対象となっております。

現在、町内の事業所で外国人を受け入れているのは、「技能実習」での在留資格でありまして、日本の技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的といたしているもので、在留期間は2年以内となっております。この技能実習生は、2月の時点で申しますと伊方町内におきまして中国、ベトナムから8事業者で、男性13名、女性50名の合計63名となっております。このうち第1次産業に限りますと、3事業者15名となっております。

また、西宇和農協の選果場では、半年間の受け入れではありますが、管内で26名の外国人を受け入れており、そのうち町内の伊方、三崎共撰で多いときには16名を受け入れておりますし、農家におきまして受け入れしているところもございませう。これらの外国人は、地区の行事などにも積極的に参加をするなど、事業者の努力により地域と密接な関係を持っていると認識をいたしております。

次に、「受け入れることになれば、地域と行政が一体となって体制整備が急務ではないか、その方策としてどのような方策が考えられるか」とのご質問でございませう。

まず、「外国人の受け入れ」という点につきましては、今回の改正により、現在受け入れている事業者も人数の増員が可能となってくるために、外国人の人数は増えてくるものと予想をいたしておりますし、農業分野では今回の改正にかかわらず収穫時期などの半年間の受け入れという事例も農繁期の労働力不足を解消する手段として、十分ありうることだと想定をいたしております。

また、「地域と行政が一体となった環境整備、体制整備」という点につきましては、現在、「愛媛県外国人支援連絡協議会」の八西支部におきまして、事業者はもとより、愛媛県、市町、警察署、労働基準監督署、公共職業安定所などの関係機関が連携を取りながら活動をいたしているところとございませう。

実習生に関わる防犯活動や交通事故防止のための講習会の開催、失踪状況の情報交換などを行っており、今後さらなる連携を図っていく必要があります。

いずれにいたしましても、外国人労働者の雇用管理は、基本的には事業主の責務でございませう。4月に新制度がスタートいたしますが、徐々に移行していくものと考えておりますので、町としては地域社会との良好な関係を保持するために、今後とも関係機関と協力をしながら、推移を見守り、適切に対処してまいりたいと考えております。以上、でございませう。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。高月議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） まず、大綱1の1についてですが、おっしゃるとおり地域おこし協力隊の募

集を積極的に行っていただき、いろいろな面で活躍いただいていることは十分承知しております。しかしそれはあくまで、実行部隊の話であって、町職員とは業務の役割や内容も異なりますし、求められる成果も異なります。職員数が適正化された中で、適材適所の人事配置がなされていると思います。しかし、それは今ある業務を回していくことには、問題ないかも知れませんが、逆に言えばそれ以上のことには中々手が回らない状態にはなっているのではないかと考えます。待ったなしの状況の中においては、将来見据えた新たな取り組みへの積極的なチャレンジやスピード感のある対応が求められます。懸命に頑張っておられると思いますが、今一つ明確なかたちでの進展がみられない、この現状をどのように捉えられているか、今一度ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、大綱1の2についてなんですけども、外国人労働者の件ですが、人出不足、労働力不足には特効薬がないと言われていますが、この度の規制緩和により、農業を含めた人材難に苦しむ各業界からは、即戦力確保への期待が極めて高いとされています。しかしながら、一方では治安悪化への懸念、賃金問題や働く環境の面々で外国人労働者が都市部に集中しないかなど、懸念材料も多くあると言われております。もちろん、雇用管理の面につきましては基本的には事業主側の話でございしますが、それ以外も住居など、生活環境の整備ですとか、言語、習慣等への対応、地域とのコミュニケーションの場が考えられます。先ほど申し上げたように行政と地域が一体となってしっかりと受け入れ体制と環境整備が必要だと思いますので、行政として積極的に取り組む姿勢が欲しいと思いますが、これも今一同町長のご所見をいただきたいと存じます。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 農林漁業に関する現状認識はどうかという点でございしますが、もう何回も言っておりますように、非常に厳しい状況には変わりはないというふうに思っております。職員の異動によりこの状況が打破できるかということと、そういうわけにもいかない部分も多いんじゃないかなというふうに思いますが、かと言って将来を見据えて、今の伊方の現状の中で、出きることを精一杯考えて、現状の私は体制の中で、もっともっと知恵を絞り出せばやれることはあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、職員と共にまた、農家、農業団体と共に、そういったところを議論をしながら、町として取り組んでまいりたいというふうに思います。

2点目の外国人の受入の環境の整備についてでございますけれども、先ほど申しましたような現状に今伊方町があるわけでございます。これから、増えてきていろんなまた要望等事業者側から出てくることも予想もされます。そういった点につきましては、要望等があればまず考えていきたいというふうに思いますし、先進地の事例も参考にしながら、町として事前にこういったことはやっておけばいいのかということがあれば、そういったところも模索しながら、考えていきたいというふうに思います。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） 大綱1の1についてなんですけども、町長の言われることも重々分かるところはあるんですけども、中々総合計画の中でいろんな施策が示されている中で、中々こう主だった進展が見られないという状況もあります。その中でやはり必要なのは、優先順位をしっかりと決めただ中で、選択、集中による施策の協力的な推進も必要ではないかとなというふうに私的には思うんです。それによって、人口減少ですとか少子高齢化の悪循環にくさびを打つような、そういった行政運営を目指して欲しいなというところと、もう一つ必要なところで、スクラップアンドビルドということで、業務の新陳代謝というところもしっかり手がけていただいて、時代に速報した行政運営を私としては、目指していただきたいと思っておるんですけども、その辺りのお考えをまたお聞かせいただければと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 一次産業の振興というのは、町の大きな柱の一つというふうに捉えております。選択と集中という言葉を使われましたけども、そういった一次産業の振興あるいは観光分野といったものには、積極的に町としても力を注いでまいりたいというふうに思います。その中で、スクラップアンドビルドということですけども、それは職員にも口をすっぱくして言っております。中々やり始めた事業を辞めるという勇気、行政として持ちづらいというジレンマはございます。新規事業は年々出てくるんですけども、スクラップの部分の中々踏ん切りが付かないということもあるわけでございます。ご指摘の点を受けまして、そういったことに更に留意をして、そういった新規事業が増えることによって、業務量が増えて職員が余計忙しくなっておるという側面もあろうかというふうに思いますけれども、ありますので、スクラップという点には、今まで以上に留意をして職員に言ってまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本吉昭） 以上で、高月議員の大綱1を閉じます。暫時休憩をいたします。再開は。引き続き会議を続けたいと思います。よろしいですか。（「はい」の発言あり）

高月議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） すいません。お昼になって、お腹も空いてると思うんですけど、今しばらくお付き合いいただきたいと思います。

それでは、大綱2 地元事業者保護・育成及び企業誘致施策について質問いたします。まず、大綱2の1としまして、地元建設関連業者の確保についてお伺いいたします。

まだ記憶に新しい昨年7月に起きた西日本豪雨災害は、大洲市・西予市・宇和島市をはじめ、南予一円に甚大な被害をもたらしました。本町においても最悪の事態は免れたとはいえ、町内各所で

土砂崩れ等による被害が多く見られ、少なからず住民生活に影響を及ぼし、多くの方が不安を抱いたのではないのでしょうか。

こうした自然災害にあたっては、地域に密着した地元建設関連業者が昼夜を問わず先駆的に作業を行って、被災箇所のいち早い復旧に大きく貢献しており、このような地元建設関連業者の災害対応能力を将来にわたって確保していくことが重要であることはそれは言うまでもありません。

一方で、本町における建設関連の登録業者数は、平成 30 年で 30 業者となっており、平成 17 年の 3 町合併当初の 51 業者と比べ、約 41%減少している状況にあります。この数値からして、本町における災害対応能力は年々低下していると言わざるを得ません。また、それだけ雇用の場が失われているという見過ごせない事実があります。

時代の流れによる公共事業の減少や人手不足の原因となっている建設業特有の労働環境や処遇条件の問題など、この課題は大変難しく難解です。町といたしましても制限付き一般競争入札制度の導入など工夫していただいている部分もありますが、この状況を招いた責任は少なからず行政にもあると思います。災害から地域を守るという観点、雇用確保という観点からも、ぜひ前向きに改善を検討していただきたいと思いますが、町長のご所見をお伺いしたいと存じます。

次に、大綱 2 の 2 といたしまして、地元商工業者の保護・育成についてお伺いいたします。

時の流れといえばそれまでですが、昨今、近隣市町への大型量販店の進出や伊方原発 1・2 号機の廃炉等々、小規模小売店、飲食店、宿泊業者など、町内商工業者にとっては明るい話は全くなく、事業を継続していくうえで非常に厳しい環境に陥っているのが現状です。ただ、夕方八幡浜方面へ行くと保内町の入り口付近で依然として原発からの仕事帰りの方々と想定される交通渋滞によく遭遇いたします。この状態をどう捉えればよいのか私には理解し兼ねますが、その中には、町外に宿泊されている方々も多数含まれているのではないのでしょうか。そういった方々に何とか伊方町内に留まっていただくよう誘導できないものか、平素から強く強く思っておりますが、町長としてこの問題における対応策をどう考えておられるかご所見を伺いたいと存じます。

最後に大綱 2 の 3 といたしまして企業誘致施策についてお伺いいたします。

本町の企業誘致施策としまして、伊方町企業誘致条例で、製造業とリゾート施設を対象に固定資産税の実質減免や従業員に対する奨励金の交付など、町独自の優遇措置を設けており、支援体制充実化は図れているのではないかと思います。しかし、これはあくまで受け体制の話であり、制度を作ることが町としてのゴールではありません。これは企業誘致に限った話ではございませんが、せっかくの素晴らしい制度でも利用されなければ宝の持ち腐れになりかねません。今後企業誘致を本格的に進めるのであれば、こちら側から働きかけていくような攻めの姿勢も重要ではないかと考えます。

そのためには、町としてどのような特性や魅力を活かし、またはどのような課題を解決し、新たな価値を生み出してほしいのかなど、町としての考え方を整理した上で、その考え方にマッチした分野の企業などにターゲットを絞り、ピンポイントに働きかけ、企業誘致を獲得していくことが必要なのではないかと考えます。成果が上がってこそ素晴らしい制度と言えらると思いますが、町長の

お考えをお聞かせいただければと思います。以上、私の一般質問といたします。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の大綱 2 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 大綱 2 「地元事業者の保護・育成及び企業誘致施策について」のご質問にお答えをいたします。

まず、1 の「地元建設関連業者の確保について」でございますが、ご質問は「公共事業の減少や人手不足の原因となっている建設業特有の労働環境や処遇条件の問題など、改善を検討いただきたい」とのことでございます。

地元建設関連業者の減少は、公共事業の減少と担い手の不足が大きな要因であることは議員ご指摘のとおりでありまして、町といたしましても、災害対応力の低下をはじめ、社会基盤の整備や町民のニーズへの迅速な対応等につきましても、大変危惧をいたしているところでございます。

このような状況の中で、議員ご質問の公共事業の減少や人手不足、その原因となっている労働環境や処遇条件の問題に対する、町としての改善への取り組みであります。これらの問題は本町のみならず全国的な課題でもあり、かつ、発注者及び事業者のそれぞれの役割において思考する事が重要でございます。

国におきましても「担い手 3 法」の施行に伴い平成 27 年 2 月に「発注関係事務の運用に関する指針」を定め、インフラの品質確保と、その担い手の育成・確保の推進を図る事としており、建設業界におきましても統一された意見として、「働き方改革」への取り組みと同時に、生産性の向上、安定した経営基盤の確保、若者が夢を持って将来を託せる産業となるための適正利潤の確保を目指し取り組みを行うためには、「担い手 3 法」の徹底が不可欠との見解を示されており、発注者に対する具体的な要望に、公共事業予算の確保、適切な入札・契約制度の導入と徹底、適正積算による予定価格の設定が挙げられております。

これらのことを踏まえまして、町としては、建設業界の取り組みの実効性を高める事を第一とし、公共事業者の確保に向けた要望活動を継続していくことに加え、事業者の安定した経営基盤の確保を図るための事業の平準化及び担い手育成への取り組みの実効性を高めるために、適正積算による適正な予定価格の設定の徹底を図って行きたいと考えております。

いずれにいたしましても、これらの課題を解消していくためには、前段でも申し上げましたとおり、発注者及び事業者のそれぞれの役割において思考する事が重要でありますことから、今後におきましても、其々の立場における情報を共有し、取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、2 の「地元商工業者の保護・育成強化について」でございますが、ご質問は「町内に留まっていたくように誘導出来ないものか」とのことでございます。

議員ご指摘のとおり、四国電力伊方発電所 1 号機は廃炉作業に入っており、2 号機におきましても廃炉が決定されましたことから、今後、定期検査関係宿泊者は減少することになると思われま

す。東日本大震災前には、発電所等の仕事関係で町内に宿泊をされる方は約 2 万人前後で推移をして

いました。震災直後の平成 24 年には、14,000 人に減りましたが、それ以後は 2 万人前後と回復をいたしておりました。しかしながら 3 年前から 1 万人を割る年もあり、仕事で旅館、民宿を利用する方々の人数は確実に減ってきている状況にあります。四国電力に伺いますと、従来から工事関係者が宿泊をする場合には、伊方町内の民宿を優先して利用するように工事業者に依頼をしていることであり、事実、定期検査時には、かなりの宿泊者が町内で宿泊をいたしておりました。

一方、夕方の交通渋滞につきましては、道路整備など交通事情の改善に伴い、通勤圏が拡大され、発電所関係者も自宅からの通勤者が増加していることもあり、ご質問にある町外に宿泊している者が交通渋滞の一因とはなっておりますが、主たる要因となっているとは考えにくいとのことでございました。

四国電力には引き続き、町内民宿を含めた町内商工業者の利用をお願いするとともに、旅館、民宿業者も商工会等と連携をしながら魅力ある宿泊所をご用意していただきたいと考えております。

また、宿泊所など必要な改修がある場合は、商工会を通じて国の「小規模事業者持続化補助金」がございます。

補助上限額は 50 万円ですが、採択にならないような事例では商工会を通じた町の補助金「がんばる商工業者支援事業補助金」が、同様に補助上限額 40 万円でございますし、借りに対しても町が利子補給を行っておりますので、積極的な活用を期待しているところでございます。

今後は、国の制度への上乗せや補助率等の見直しにつきましても商工会と協議をしながら検討をしてみたいと考えております。

町としては、これらの支援策と合わせ、観光等で町内に泊まっていただくような施策を引き続き進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご指導をお願いをいたします。

次に、3 の「企業誘致施策について」でございますが、ご質問は「ターゲットを絞り、ピンポイントに企業誘致を獲得していくことが必要ではないか」とのことでございます。

議員ご案内のとおり、伊方町では企業誘致条例により企業誘致促進奨励金や雇用促進奨励金などの制度を設けております。

この他にも、過疎振興法や半島振興法に伴う固定資産税の優遇措置や原子力発電施設の所在地として電気料金の支払い実績に応じた給付金が受けられる、いわゆる F 補助金の制度など活用できるものとしてございます。

そこで、新たな取り組みとしまして、新年度予算に計上いたしておりますが、町内で新たに創業・起業する者に対し、その経費の一部を助成する補助金を創設をいたしました。

これは、昨年度の町職員の提案制度の提案や総合戦略の委員からのご意見を参考に制度を整備したところでございます。補助対象といたしまして「町内の農林水産資源、自然資源等を利活用した事業」、「町内の課題解決に資する事業」、「町内の空き家等を拠点として新たな付加価値を生み出すクリエイティブな事業」といたしております。

事業所の開設、設備・備品の購入、広告宣伝費、さらに試作費などに 2 分の 1 補助をし、補助上限額を 100 万円といたしております。

この創業・起業支援策も企業誘致策の一つであり、工場のように大きな施設整備が必要となるようなものではなく、情報通信関連や農業・漁業を基にした6次産業への進出などにも支援するものでございます。

さらには、豊かな自然環境のもとでクリエイティブな仕事をを目指す若者の移住・定住につながるものと期待をいたしておりますので、町内はもとより、移住・定住フェアなどを通じて制度の周知を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上、大綱2の答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。高月議員、大綱2の再質問はありますか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） まず、大綱2の1の地元建設関連業者の件についてなんですけども、やはりこの問題も根幹と言いますか、根幹というところは適正な利潤を確保がやっぱり大きなところなのかなというふうに思います。これはやはり労働環境の改善ですとか、雇用確保にもつながっていくと思いますし、町長も先ほどおっしゃられましたが、若者が夢を持って、働ける環境造りも繋がっているのではないかと思います。今後も事業者とも意見交換などを交わしながら、情報共有した中で、この問題にあたっていただきたいなと思います。

次に、大綱2の2についてなんですけども、地元商工業者の確保・育成についてですが、この度の一般質問するにあたってですね、ある有識企業者に詳しくお話を聞く機会をいただきました。原発がフル稼働している時には、たくさんのお仕事をいただき、懸命に頑張れる場をいただき、本当にありがたいなと思っていましたが、1、2号廃炉決定などに伴い、昨年3月時点から一人のお客さんもおらず、閑古鳥が鳴く状態で非常に厳しい状況にあると悲痛な訴えを伺ったところでございます。そして、自分のところの経営状態だけでなく、お客さんがたくさんいることで、相乗効果がでていた飲食業や小売店そして理髪店などが廃業やそれに近い状況にあると伺っております。今後、乾式貯蔵施設の建設ですとか、40年かかると言われる廃炉事業が待ち受けております。どうか、そういった事業に携わる方々に町長のトップセールスによって、本町に止まっただけのよう切に願っているところですが、町長のご所見を伺いたいと存じます。また、先ほど答弁にありましたけれども、補助制度とか優遇措置もあるようですので、こういったものをもっと有効に活用して欲しいなというところで、やはり使う側もニーズもやっぱり知らないといけないので、相手方と意見交換会を交わす中で、共存共有のあり方についての確認をしていただきながら、使う側もこういうふうにしていただけたら、もっと使いやすいなというような意見も拾い上げて、事業者の方にフィードバックしていただく中でこれの補助制度を使って魅力向上につなげていただきたいと思いますが、その辺りのご所見も伺いたいと思います。

最後に企業誘致施策についてですが、先ほども申し上げましたが、受けの体制はほんとに充実してきていると思います。ただ、私が申し上げたいのは、1件なり、2件なり制度を使っていたい

て、実際に来ていただいて、初めて成果があったと言えるということです。これまでの制度を作っ  
て待っているだけでは、スピード感ありませんし、成果も中々上がらないのではないかと考えま  
す。業界や企業に直接働きかけるなど、攻めの姿勢で取り組んでいただき、企業誘致を獲得して  
いただきたい。このように思います。働く場所がないというのは、人口流失の大きな要因であり、今  
後若い人たちに出来るだけ多く地域に残って活躍していただくためにも積極的に取り組んでい  
たいただきたいと思いますが、考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） まず1番目の建設業関係の適正な利潤ですけれども、今後とも業者からもい  
ろんなご意見も聞かせていただきながら、制度化を改正すべき点があれば改正をするし、お互い業  
者が考えなければならないところは、こちらからの意見も言うし、双方の意見交換をしながら努め  
てまいりたいというふうに思います。

2点目の民宿の関係でございますけれども、その大変な想いというのも私の耳にも届いております。  
ほんとに旅館関係、飲食関係の皆さん方、ご苦勞をこういう状況の中でご苦勞をされとるとい  
うことを切実に感じております。私も四国電力の皆さん、関係者の皆さんには、事ある度に町内の  
宿泊あるいは賛否の活用というのは、お願いをしておりますし、また今後とも続けていきたいとい  
うふうに思います。さらに先ほど、議員からご指摘がございましたように利用する側の立場にたっ  
た意見というものも町内の業者の皆さん方にもお繋ぎをしていく機会そういったことも考えてま  
いりたいというふうに思います。

3点目のピンポイントの企業誘致ですけれども、中々これも・・・難しい部分もあろうかと思  
います。おかげで、大阪には伊方サポート隊ができて、そこから起業を一つ考えてもいいとい  
うところまではいったんですけれども、いまだ実現には至っておりません。町内の遊休地等は・・・  
をさせていただいておるところですけれども、中々逆にこの伊方町も人手不足、企業にとってみれば、  
そういった側面もございます。しかしながら、あらゆるところにアンテナを伸ばして、東京にも  
伊方サポート隊を作りたいなというふうに思っています。その辺を足場にして、何とか企業を個別  
にあたってでも脈があれば誘致に向けて頑張っていきたいというふうに思います。以上でございま  
す。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する、再々質問を許します。高月議員、大綱2の再々質問は  
ありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） 後1点、一番気になってるところは、大綱2の2の宿泊業者の関係なんです  
けれども、生活に直結する話なので、早急に取り組んでいただきたいというのがあるんですけども、  
噂の話なんですけれども、廃炉の工事がまた始めるという中で、業者が独自で寮を構える、宿泊業者

を使うのではなくて、町内に寮を構えてそこに住まわすというような話もちらっと聞いたことでございます。ほんとのことは確認できてないんですけども、煙のないところには噂は立たずということもありますので、そこら辺のですね、情報をどのように入っているのかということと、そう言ったところの対応どのように考えておられるかご所見をお伺いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） その噂を聞いたことはありますけれども、噂の段階で町としてどうのこうのという段階ではないというふうには思っております。そうじゃないよという話も聞いておりますので、もし審議の程がありましたら、また、私の方にも教えていただきたいと思ひますし、先ほど申しましたように、町内の宿泊あるいは町内事業者の利活用というのは四国電力と伊方町との共存共栄の根本であるというふうには思っておりますので、その点を基本に置いて行ってまいりたいというふうには思ひます。

○議長（山本吉昭） 以上で、高月議員の一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。再開は、午後 1 時半からといたします。

休憩 12 時 30 分

---

再開 13 時 30 分

### 議案第 1 号

○議長（山本吉昭） 再開をいたします。日程第 5「伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 1 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 1 号 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、半島振興法の改正に伴い、対象業種を産業振興促進計画に定められた法第 17 条に掲げる事業とするための改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。第 1 条の趣旨でございます。従来、対象業種は半島振興法の規定により製造業及び旅館業とされておりましたが、産業振興をより効果的に推進するため、産業振興促進計画に定められた、法第 17 条各号に掲げる事業、具体的には、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業を対象とするものでございます。

なお、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 1 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号「伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 2 号

○議長（山本吉昭） 日程第 6「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 2 号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本年度からの、国民健康保険の広域化による所要の改正を行うものとなっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

愛媛県が共同保険者として加わり、県においても国民健康保険運営協議会が設置されたため、実務上の変更等はございませんが、第 1 章第 1 条につきましては、町が行う国民健康保険を、町が行う国民健康保険の事務、第 2 章第 2 条につきましては、国民健康保険運営協議会を、町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改め、区別化を図るものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行する、といたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 2 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第3号

○議長（山本吉昭） 日程第7「伊方町介護保険特別会計条例の一部を改正する条例制定について」議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第3号 伊方町介護保険特別会計条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、平成31年度から介護保険事業に係る「介護保険特別会計」と「介護サービス特別会計」の2つの特別会計を統合して一つの特別会計とし、さらに、統合後の会計内を「保険事業勘定」と「介護サービス事業勘定」の二つの勘定に区分して経理するための改正でございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別添の参考資料、新旧対照表をお願いいたします。

まず、改正後の第2条でございますが、会計内に「保険事業勘定」と「サービス事業勘定」に区分するための規定を定めております。

次に、改正後の第3条は「保険事業勘定の歳入及び歳出」について定め、同じく第4条は「介護サービス事業勘定の歳入及び歳出」について定めてございます。

以上のように、新たに第3条と第4条を追加するため、改正前の第3条は、繰り下がって第5条となります。

次に、附則に定める内容についてご説明いたしますので、議案書2枚目の、条例案をご覧ください。

附則の第1項は、施行日でございますが、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は、この条例の施行日において、伊方町介護サービス特別会計条例を廃止することといたしております。第3項は、条例改正に伴う経過措置の規定でございますが、平成30年度までの収入及び支出並びに同年度までの決算に関しては従前の例によるものといたしており、更に、平成30年度決算において、31年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、保健事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入に繰り入れるものと定めてございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに

ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第3号「伊方町介護保険特別会計条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第4号

○議長（山本吉昭） 日程第8「伊方町水道事業の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第4号 伊方町水道事業の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、学校教育法の一部が改正されることに伴い、水道法令関係も改正されたことにより、本条例を改正する必要性が生じたので、本条例の一部を改正する条例制定を提案するものであります。詳細について説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をご覧ください。

第3条3号で“短期大学”の後に、（同法による専門職大学の前期課程を含む）を、又、“卒業した後”の後に（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）を追加。8号で“又は水道環境”を削除。

4条2号で“卒業した後”の後に（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）を、又、“卒業した者”の後に（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）を追加。

4号では、“卒業した後”の後に（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）を、又、“卒業者”の後に（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）を追加。

5号では、“卒業者”の後に（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む）を追加するものであります。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第4号「伊方町水道事業の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第5号

○議長（山本吉昭） 日程第9「伊方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鶴久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 議案第5号 伊方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、学校教育法の一部を改正する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、学校教育法の改正に伴う条ずれにより、条例中において、引用する条項を改正するものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。

大学等教育施設について、第4条第2号中、第104条第4項第2号を、第104条第7項第2号に改めるものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第5号「伊方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第6号

○議長（山本吉昭） 日程第10「伊方町地域商品券発行基金条例制定について」議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者（黒田徳太加） 議長

○議長（山本吉昭） 会計管理者

○会計管理者（黒田徳太加） 議案第 6 号 伊方町地域商品券発行基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、伊方町が発行する地域商品券に関する事業を円滑かつ効率的に行うための基金を設置するため、本条例を、新たに制定するものでございます。

それでは、条例の内容について説明させていただきます。

第 1 条は、基金の設置でございますが、本事業を円滑かつ効率的に行うため、基金を設置しております。

第 2 条は、積立としまして、一般会計歳入歳出予算を財源として積立てずとしております。

第 3 条は、目的外使用の禁止として、第 1 条の目的を達成する事業のみ処分できることとしております。

第 4 条は、基金の管理について記載しております。

第 5 条は、運用収益の処理ですが、基金の収益は、一般会計予算に計上するものとしております。

最後に、第 6 条は、委任について、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

なお、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 6 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号「伊方町地域商品券発行基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 7 号

○議長（山本吉昭） 日程第 11「平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）」議案第 7 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 7 号 平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 1 億 3,363 万 7 千円を減額し、総額を 100 億 3,577 万 4 千円とするものであります。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込による減額を計上したほか、歳出における増額と

して、財政調整基金積立金 3 億 3,663 万 8 千円などを計上いたしております。

一方、歳入につきましては、町税に 1 億 1,513 万 2 千円などを計上いたしております。

次に、第 2 表 繰越明許費については、39 事業 2 億 9,047 万 3 千円を計上いたしております。

以上、平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

**○議長（山本吉昭）** お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。予算書の 26 頁をお開きください。

#### 1 款 議会費

1 項 議会費（26 頁） 質疑ありませんか。

#### 2 款 総務費

1 項 総務管理費（26 頁～30 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費（31 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（31 頁） 質疑ありませんか。

4 項 選挙費（32 頁） 質疑ありませんか。

5 項 統計調査費（32 頁） 質疑ありませんか。

6 項 監査委員費（32 頁～33 頁） 質疑ありませんか。

#### 3 款 民生費

1 項 社会福祉費（33 頁～34 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（34 頁～35 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（36 頁） 質疑ありませんか。

#### 4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（37 頁～39 頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費（40 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水道費（40 頁） 質疑ありませんか。

4 項 下水道費（40 頁） 質疑ありませんか。

#### 6 款 農林水産業費

1 項 農業費（41 頁～43 頁） 質疑ありませんか。

2 項 林業費（43 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費（43 頁～45 頁） 質疑ありませんか。

#### 7 款 商工費

1 項 商工費（45 頁～46 頁） 質疑ありませんか。

#### 8 款 土木費

1 項 土木管理費（46 頁） 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費（46 頁～47 頁） 質疑ありませんか。

3 項 港湾費（47 頁～48 頁） 質疑ありませんか。

4 項 住宅費（48 頁） 質疑ありませんか。

5 項 公園費（48 頁～49 頁） 質疑ありませんか。

6 項 公共下水道費（49 頁） 質疑ありませんか。

7 項 集会所費（49 頁） 質疑ありませんか。

#### 9 款 消防費

1 項 消防費（50 頁） 質疑ありませんか。

#### 10 款 教育費

1 項 教育総務費（50 頁～52 頁） 質疑ありませんか。

2 項 小学校費（52 頁～53 頁） 質疑ありませんか。

3 項 中学校費（53 頁～54 頁） 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費（54 頁～56 頁） 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費（56 頁～57 頁） 質疑ありませんか。

#### 11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費（57 頁） 質疑ありませんか。

3 項 農林水産施設災害復旧費（57 頁） 質疑ありませんか。

#### 12 款 公債費

1 項 公債費（58 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、歳入に入ります。14 頁をお開きください。

#### 1 款 町税

1 項 町民税（14 頁） 質疑ありませんか。

2 項 固定資産税（14 頁） 質疑ありませんか。

3 項 軽自動車税（14 頁） 質疑ありませんか。

4 項 たばこ税（14 頁） 質疑ありませんか。

#### 2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税（14 頁） 質疑ありませんか。

2 項 自動車重量譲与税（15 頁） 質疑ありませんか。

#### 3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金（15 頁） 質疑ありませんか。

#### 4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金（15 頁） 質疑ありませんか。

#### 5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金（15 頁） 質疑ありませんか。

6 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金 (15 頁) 質疑ありませんか。

7 款 自動車所得税交付金

1 項 自動車所得税交付金 (16 頁) 質疑ありませんか。

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税 (16 頁) 質疑ありませんか。

11 款 分担金及び負担金

1 項 分担金 (16 頁) 質疑ありませんか。

2 項 負担金 (16 頁～17 頁) 質疑ありませんか。

12 款 使用料及び手数料

1 項 使用料 (17 頁) 質疑ありませんか。

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (17 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (18 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (19 頁) 質疑ありませんか。

14 款 県支出金

1 項 県負担金 (19 頁) 質疑ありませんか。

2 項 県補助金 (20 頁～21 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (21 頁) 質疑ありませんか。

15 款 財産収入

1 項 財産運用収入 (21 頁～22 頁) 質疑ありませんか。

2 項 財産売払収入 (22 頁) 質疑ありませんか。

16 款 寄附金

1 項 寄附金 (22 頁) 質疑ありませんか。

17 款 繰入金

2 項 基金繰入金 (22 頁～23 頁) 質疑ありませんか。

19 款 諸収入

2 項 町預金利子 (23 頁) 質疑ありませんか。

5 項 貸付金元利収入 (23 頁) 質疑ありませんか。

7 項 雑入 (23 頁～25 頁) 質疑ありませんか。

20 款 町債

1 項 町債 (25 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。

○議員 (木嶋英幸) 議長

○議長 (山本吉昭) 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 歳入の 17 頁、教育使用料の項目で参考のために教えてください。何箇所ぐらいが数としてあるんでしょうか。使用料、1 箇所だけじゃないと思うんですけど。ちなみに町内でほしい何箇所ぐらい。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 教職員住宅の使用料。

○議員（木嶋英幸） はい、町内で何箇所ぐらい、使われるところがあうんですかね。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 教職員住宅、全部で伊方、九町、三机、大久、三崎、豊之浦でございまして、戸数にいたしまして、34 戸ございまして、今現在の稼働率、部屋に入っておられる方のパーセンテージでございまして、56%ということで、そういった状況になっております。そういったことで、今回使用料の状況を見まして、補正をさせていただきました。以上でございます。

○議長（山本吉昭） よろしいですか。次いで、表紙に帰って「繰越明許費 第 2 条 第 2 表」の質疑ありませんか。第 2 表は、7 頁から 10 頁にあります。

次いで、表紙に帰って「地方債の補正 第 3 条 第 3 表」の質疑ありませんか。第 3 表は、11 頁にあります。この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 7 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号「平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 8 号

○議長（山本吉昭） 日程第 12「平成 30 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 8 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 8 号 平成 30 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,971 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 3,372 万 1 千円。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,101 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,777 万円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、7 頁をお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、決算見込みにより、合計は次のページになります 8,999 万 5 千円を減額しております。2 項高額療養費につきましても、決算見込みにより 2,501 万 6 千円減額しております。

9 頁をお願いいたします。9 款 1 項償還金及び還付加算金は、前年度等の療養給付費の実績に基づく、国・県負担金の精算返納により 1,738 万 4 千円計上しております。2 項繰出金は、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて 864 万円増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項国民健康保険税は、収納見込みにより 1,331 万 3 千円増額しております。4 款 1 項県補助金は、今年度の交付見込み額に基づき 1 億 566 万 7 千円を減額しております。

6 頁をお願いします。9 款 3 項雑入は、返納金の収入実績により 328 万 9 千円増額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、25 頁をお願いいたします。2 款 1 項医業費は、決算見込みにより 134 万 5 千円減額しております。これに対する歳入ですが、24 頁をお願いいたします。1 款 2 項外来収入は、決算見込みにより 232 万円減額しております。5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、164 万 8 千円増額しております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、32 頁をお願いいたします。1 款 1 項施設管理費は、人件費及び物件費の減により 555 万 2 千円減額しております。33 頁をお願いします。2 款 1 項医業費は、決算見込みにより 771 万 7 千円減額しております。これに対する歳入ですが、30 頁をお願いいたします。1 款診療収入は決算見込みにより、1 項入院収入は、331 万 7 千円の減額。2 項外来収入は 1,874 万 9 千円減額しております。31 頁をお願いします。5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき 731 万 1 千円増額しております。

最後に、串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、40 頁をお願いいたします。2 款 1 項医業費は、決算見込みにより 461 万 6 千円減額しております。これに対する歳入ですが、38 頁をお願いいたします。1 款 2 項外来収入は、決算見込みにより 615 万 9 千円減額しております。5 款 1 項他会計繰入金は、決算の推計により 120 万円増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号「平成 30 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 9 号

○議長（山本吉昭） 日程第 13「平成 30 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」議案第

9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第9号 平成30年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、予算総額から歳入歳出それぞれ202万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,961万5千円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたしますので、6頁をお願いいたします。1款1項1目給食費につきまして、賄材料費を202万6千円減額しております。これは、11万5,823食で計画しておりました給食数を学校行事や台風等の影響によりまして、実績見込みを10万7,947食とし、7,876食の減となるためでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。1款1項1目給食費徴収金につきましては、給食数の減に伴いまして215万4千円を減額しております。2款1項1目一般会計繰入金につきましては、台風等による給食中止に伴う材料費や検食材料費などの実績を見込みまして9万8千円を計上いたしております。3款1項1目繰越金につきましては、前年度の繰越金として1万9千円を計上してございます。4款1項1目雑入につきましては、消費税還付金、廃油引取り料として1万1千円を計上いたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 歳入の5頁で、給食費の滞納分2万6,000円があるんですけど、今までの傾向からしてどういう状況か教えてください。お尋ねします。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 滞納分のこれまでの傾向でございますけれども、毎年滞納は正直でございます。今回の補正の前に滞納繰越分といたしまして、6万3,000円の収入を見込んでおりまして、今回補正といたしまして、滞納分につきましては、2万6,000円の上乗せということでございます。滞納額の・・につきましては、できるだけ多くの徴収を計りたいということで、催告をはじめまして戸別訪問を重ねながら、取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（山本吉昭） よろしいですか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議員（中村敏彦） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村敏彦） 今給食は1箇所で作ってると思うんですけど、1箇所で作れる最大の給食数、1日のですね。それと、現在どれだけ作ってるか教えていただけますか。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 今の給食センターの調理の食数なんですけども、まずはじめ最大何食作れるのかにつきましては、またちょっと手持がございませんので、また後ほどお答えさせていただいたと思います。今現在、児童、生徒それと学校の先生等をはじめまして給食を提供しておる数でございますけれども、だいたい1日辺り615食でございます。以上でございます。

○議員（中村敏彦） 分かりました。空食についてはまた後ほど教えてください。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成30年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第10号

○議長（山本吉昭） 日程第14「平成30年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第10号平成30年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ486万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,973万8千円とするものでございます。

歳出から主なもののご説明をいたしますので、6頁をお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料賦課額の減額変更に伴いまして、493万1千円減額しております。

4款1項1目健康診査費は、実績見込みにより7万2千円増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料は、賦課額の減額変更によるもので493万1千円減額しております。5款3項受託事業収入は、健康診査費分7万2千円を増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号「平成 30 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、2 時 30 分からといたします。

休憩 14 時 21 分

---

再開 14 時 30 分

### 議案第 11 号

○議長（山本吉昭） 再開をいたします。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 失礼いたします。先ほど、中村議員さんからの質問に対しまして、私誠に要領を得ておりませんでした。申し訳ございません。ご質問の給食センターの 1 日辺りの給食の能力数でございますけれども、1 日辺り 700 食ということになっております。誠に申し訳ございません。お願いします。

○議員（中村敏彦） はい、ありがとうございます。

○議長（山本吉昭） 日程第 15「平成 30 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第 11 号 平成 30 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、介護保険事業における平成 30 年度の給付実績等をもとに、今後の支出見込み額を精査し、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 431 万 3 千円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 8,236 万 6 千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、歳出からご説明いたしますので、予算書 8 頁をお願いいたします。1 款総務費でございますが、1 項総務管理費から 3 項介護認定審査会費まで、介護保険事務の執行に伴う事務費の決算見込みにより補正計上してございます。

次に、9 頁からの 2 款保険給付費でございますが、1 項介護サービス等諸費から 11 頁の 6 項特定入所者介護サービス等費につきましては、節の欄に金額が計上されていない科目がほとんどござ

いますが、これは国・県補助金等の交付額決定に伴い、給付費の財源内訳を補正するものでございます。

次に、11 頁から 13 頁の 5 款地域支援事業費でございますが、主なものといたしまして、2 項 5 目任意事業費では、介護相談員報酬 80 万 7 千円の減額、介護用品支給事業及び介護手当支給事業で 61 万 8 千円の減額など、170 万 8 千円の減額。12 頁の 4 項 1 目一般介護予防事業費では、報償費及び補助金等の見込により 45 万円を減額。13 頁の 6 項 3 目認知症地域支援・ケア向上事業費では、認知症地域支援推進員に対する報償費及び研修旅費等の決算見込みにより 32 万 8 千円を減額いたしております。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、5 頁をお願い致します。1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者に係る介護保険料でございますが、現年度分保険料の決算見込みを精査して 336 万 1 千円を減額。4 款国庫支出金及び次のページの 5 款支払基金交付金並びに 6 款県支出金につきましては、介護給付費等の決算見込み額から算出した、負担金・補助金等の見込み額及び既に決定されている決定額をもとに補正計上してございますが、4 款 2 項 6 目の保険者機能強化推進交付金につきましては、今年度からの新たな取り組みに対する交付金として 148 万 4 千円を計上いたしております。

次に、6 頁から 7 頁の 8 款 1 項一般会計繰入金につきましては、決算見込み額から算出した一般会計負担分について、196 万 3 千円の減額計上でございます。

以上、平成 30 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（山本吉昭）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号「平成 30 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 12 号

**○議長（山本吉昭）** 日程第 16「平成 30 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 12 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○保健福祉課長（坂本明仁）** 議長

**○議長（山本吉昭）** 保健福祉課長

**○保健福祉課長（坂本明仁）** 議案第 12 号 平成 30 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、介護サービス事業における平成 30 年度の事業実績をもとに、歳入歳出予算の総

額から、歳入歳出それぞれ 117 万 8 千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 1,575 万 9 千円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、予算書 6 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目介護予防サービス事業費について、旅費やケアプラン作成委託料、コンピューターシステム料等の決算見込み額を精査し、117 万 8 千円を減額するものでございます。

これに対する歳入でございますが、2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきまして、歳出予算の減額分、117 万 8 千円を減額するものでございます。

以上、介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（山本吉昭）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号「平成 30 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 13 号

**○議長（山本吉昭）** 日程第 17「平成 30 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 13 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○上下水道課長（小野瀬博幸）** 議長

**○議長（山本吉昭）** 上下水道課長

**○上下水道課長（小野瀬博幸）** 議案第 13 号 平成 30 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 439 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,161 万 6 千円とするものでございます。

まず歳出であります。6 頁をお願いいたします。主なものとしまして、1 款 1 項 1 目公共下水道管理費の 13 節委託費ですが維持管理委託費の入札減及び汚泥処理量の減少で 126 万 9 千円の減額。19 節負担金、補助及び交付金ですが、加入促進助成金の実績により 50 万円を減額補正いたしております。2 款 1 項 1 目公共下水道建設費の 15 節工事請負費ですが、公共枘設置工事実績により 237 万 5 千円を減額しております。

続きまして歳入ですが、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目公共下水道使用料を 218 万 8 千円減額、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金から 210 万 2 千円を減額補正しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号「平成 30 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 14 号

○議長（山本吉昭） 日程第 18「平成 30 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 14 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 14 号 平成 30 年度伊方町小規模下水道事業 特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 256 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,403 万 6 千円とするものでございます。

まず歳出であります。6 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目小規模下水道管理費の 13 節委託料ですが、維持管理委託費の入札減により 240 万円を減額してございます。3 款 1 項 1 目の基金積立金は佐田岬リゾート開発の協力金 1 件 10 万円を小規模下水道維持基金に積み立てるものであります。

続きまして歳入ですが、5 頁をお願いいたします。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 167 万 7 千円の減額、3 款 2 項 1 目基金繰入金を 63 万 1 千円の減額補正としてございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号「平成 30 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 15 号

○議長（山本吉昭） 日程第 19「平成 30 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算

(第2号)」議案第15号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(小野瀬博幸) 議長

○議長(山本吉昭) 上下水道課長

○上下水道課長(小野瀬博幸) 議案第15号 平成30年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ504万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,769万7千円とするものでございます。

まず歳出であります。8頁をお願いいたします。2款1項1目建設改良費の15節工事請負費420万円の減額につきましては、今年度事業費の確定に伴う減額であります。19節負担金、補助及び交付金を本年度実績により65万円を減額。

次に歳入ですが、6頁をお願いいたします。事業費の確定に伴い3款国庫支出金189万7千円、4款県支出金44万円、7款下水道事業債を160万円それぞれ減額してございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(山本吉昭) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「平成30年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第16号

○議長(山本吉昭) 日程第20「平成30年度伊方町水道事業会計補正予算(第2号)」議案第16号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(小野瀬博幸) 議長

○議長(山本吉昭) 上下水道課長

○上下水道課長(小野瀬博幸) 議案第16号 平成30年度伊方町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明いたします。

表紙の第2条 収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして6,167万1千円を追加し、総額を3億9,478万6千円とするものです。

主に、第1項営業収益におきましては914万3千円を減額。これは、給水件数及び全体的な使用水量の減少により基本料金・超過料金が減額したことによるものです。第2項営業外収益におきましては、7,082万4千円を追加。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処

置分（赤字補填分）として他会計補助金 6,500 万円を計上したことによるものです。

次に支出ですが、水道事業費用を 483 万 1 千円追加し、総額を 3 億 8,492 万円とするものです。主に、第 1 項営業費用におきまして、配水及び給水費 259 万 1 千円を減額、資産減耗費 825 万 6 千円を追加したことによるものです。

次のページをお願いします。第 3 条の資本的収入及び支出ですが、資本的支出におきまして、145 万円減額し総額を 1 億 9,216 万 2 千円とするものです。これは、第 1 項建設改良費において、事業費が確定したにより減額したものであります。以下、予算に関する説明書 1 頁から 11 頁につきましては、実施計画書、実施計画明細書を、12 頁以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、及び平成 30 年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（山本吉昭） 小泉議員

○議員（小泉和也） 水道事業にしろ、下水道にしろ、一般会計からの補助金がかかなり多いんですけど、課長も頭を悩ますところなんですけど、将来的どのような考えをもっているのか。計画案があれば教えていただけたらと思います。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 確かに一般会計から繰入が大きいのが事実です。昨年は、水道事業におきましては、赤字補てんとして 7,000 万円繰り入れていただいて、今年度料金改定させていただいて、減価償却費が 5,000 万円以上増えておりますが、それにも関わらず昨年度より一般会計繰入金金が 500 万円減少しております。31 年度につきましては、超過料金の方を値上げさせていただきますので、これにより新年度におきましても、一般会計繰入金から約 6,000 万円前後になるものと考えております。それ以降につきましては、使用水量が若干ですが 3%平均で減少しておる、現実があります。このままいきますと、5 年ないし、6 年後には 1 億近くの繰入金が必要になるかという見込みが、その以前に 3 年先、4 年先を見据えて、必要になるんじゃないかと考えております。以上です。

○議長（山本吉昭） 小泉議員

○議員（小泉和也） 今課長が、超過料金を上げんですかね。よく分かりました。3 年後でもつかなという考えもありますけど、個人としてはですね、なるべく町民に負担を掛けないようにしていただきたいんですが、今の現状ではちょっと難しいところがあるんで、希望としましては、いきなり極端に上げずに、あまり影響がない程度に少しずつ上げていってほしいのと、お願いしときます。

○議長（山本吉昭） よろしいですか。

○議員（小泉和也） いいです。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号「平成 30 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 17 号～議案第 27 号

○議長（山本吉昭） 日程第 21「平成 31 年度伊方町一般会計予算」議案第 17 号から、日程第 31「平成 31 年度伊方町水道事業会計予算」議案第 27 号までの予算関係 11 議案を会議規則第 37 条の規定に基づき、一括審議といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 17 号 平成 31 年度伊方町一般会計予算から議案第 27 号 平成 31 年度伊方町水道事業会計予算までの 11 議案の説明を申し上げます。

まず、平成 31 年度伊方町一般会計予算でございますが、予算総額 92 億 6,889 万 7 千円でございまして、前年度対比 12.39%、10 億 2,199 万 8 千円の増額となっております。

歳出予算の特色といたしましては、災害等に活用するドローン整備 179 万 8 千円をはじめ、住民提案枠を創設した地域活性化事業補助金 1,303 万 8 千円、町民の足を確保するためのデマンド交通・コミュニティバス運行経費、バス停看板設置に 3,182 万 4 千円、温泉優待券と地域商品券による高齢者健康増進事業の関連経費 1,770 万 2 千円、創業・起業支援事業補助金 200 万円、三崎港浮桟橋整備工事 1,043 万円、観光交流拠点施設「はなはな」の整備として観光交流拠点施設整備工事 6 億 9,989 万 7 千円、省エネ・創エネ設備整備工事 3 億 4,998 万 7 千円、三崎港周辺観光施設整備工事 1 億 9,923 万 2 千円、町道鳥津国道線道路新設工事などの道路新設改良事業 5 億 1,888 万 9 千円、消防団員の活動服等の整備 1,867 万 1 千円、地域商品券による小・中学校の入学経費、町内中学校卒業生、町外からの三崎高校入学者への支援 817 万円、町内全中学校へタブレットなどの情報機器整備 2,903 万 6 千円などを計上いたしております。

これに対します歳入は、固定資産税ほか町税に 30 億 3,649 万 7 千円、地方交付税に、23 億 2,390 万 6 千円、国庫支出金に、電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設基盤整備支援交付金（廃炉分）など 14 億 7,056 万 6 千円、県支出金に、原子力発電施設基盤整備支援交付金（再稼働分）など 8 億 1,216 万 3 千円、繰入金に、公共用施設維持運営基金繰入金など 7 億 9,961 万 1 千円、最後に町債は、合併特例事業など 2 億 6,500 万円を計上いたしております。

以上、平成 31 年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計の事業勘定は、保険給付費 11 億 7,637 万円、国民健康保険事業費納付金 4 億 1,515 万 7 千円など総額 16 億 9,133 万 9 千円を計上いたしております。

直営診療施設勘定は、3 診療所の運営費 5 億 290 万 4 千円を計上いたしております。

学校給食特別会計は、小・中学生の給食費に 2,928 万 7 千円を計上いたしております。

港湾整備事業特別会計は、港湾施設整備工事に 8,454 万 3 千円など総額 8,721 万 5 千円を計上いたしております。

後期高齢者医療保険特別会計は、広域連合納付金 1 億 5,585 万 3 千円など総額 1 億 6,793 万 9 千円を計上いたしております。

介護保険特別会計の保険事業勘定は、保険給付費 12 億 4,954 万 3 千円など総額 13 億 4,339 万 9 千円を計上いたしております。

介護サービス事業勘定は、介護予防サービス事業費として総額 1,646 万 2 千円を計上いたしております。

公共下水道事業特別会計は、公共下水道管理費に 7,272 万 1 千円など総額 2 億 3,200 万 8 千円を計上いたしております。

小規模下水道事業特別会計は、小規模下水道費 3,244 万 4 千円など総額 7,100 万 7 千円を計上いたしております。

特定地域生活排水処理事業特別会計は、合併浄化槽設置費 1,350 万 5 千円など総額 4,330 万 9 千円を計上いたしております。

風力発電事業特別会計は、風力発電施設管理費 3,408 万 6 千円など総額 5,993 万 1 千円を計上いたしております。

最後に、水道事業会計については、収益的支出 3 億 7,676 万 7 千円、資本的支出 2 億 1,672 万 4 千円を計上いたしております。

以上、一般会計、特別会計 9 会計及び企業会計を合わせまして 11 会計、予算総額 141 億 719 万 2 千円でございます。前年度対比 8.03%、10 億 4,802 万円の増額となっております。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（山本吉昭）** お諮りいたします。只今説明のありました、平成 31 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手許に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各常任委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会議中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、平成 31 年度伊方町一般会計予算以下、予算関係 11 議案を総務文教、産業建設、生活福祉の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

## 散会宣告

○議長（山本吉昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会するものでありますが、今定例会の会期中日程を念のためお伝えしております。本日、3時20分から議員全員協議会を開催いたします。

9日から11日は、休会。12日は、午前10時から各常任委員会合同によります平成31年度予算の審議を行います。13日は、休会。14日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（散会 15時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員